

GREEN・PAL

グリーン・パル ガイドブック

GUIDEBOOK

働くあなたの暮らしを応援します

2022
年度版



おトクな

クーポン特集を
ご覧ください

はじめに

グリーン・パル事業は、中小企業に働く方々の福祉の向上と生活の充実を図り、併せて企業や地域社会の振興に寄与することを目的として、仙台市が設立した公益財団法人仙台ひと・まち交流財団が運営する福利厚生事業です。

グリーン・パルは、昭和44年に仙台市勤労者互助会として発足して以来、会員の皆様の会費で、慶弔共済給付をはじめ、余暇活動や自己啓発の支援、健康増進援助など様々な事業を展開し、現在約24,000名の方にご入会いただいております。

この『ガイドブック 2022年度版』では、これらの事業を多くの会員の皆様にご利用いただけるよう詳しく紹介しております。職場やご家庭でご活用いただければ幸いです。

今後も魅力ある事業を展開しながら、このガイドブックの内容も充実させてまいりますので、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月

公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団

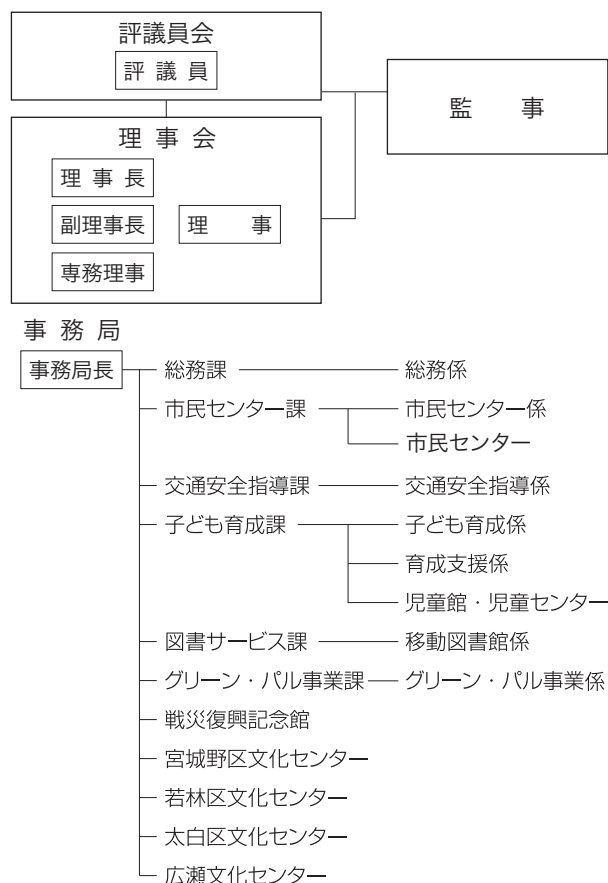
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団について

仙台市の全額出資により設立された公益財団法人であり、次の事業を行なうことにより、仙台市内のコミュニティの推進及び振興を図り、連帯と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としています。

事業概要

- (1) コミュニティづくりに係る事業の助成
- (2) 地域文化施設の運営、地域文化活動及びその支援
- (3) 地域・生涯学習施設の運営、コミュニティ活動・生涯学習活動及びその支援
- (4) 児童厚生施設の運営、児童健全育成及びその支援
- (5) 移動図書館の運営及び図書サービスの提供
- (6) 交通の安全確保に資する事業
- (7) 勤労者の福祉の向上に資する事業

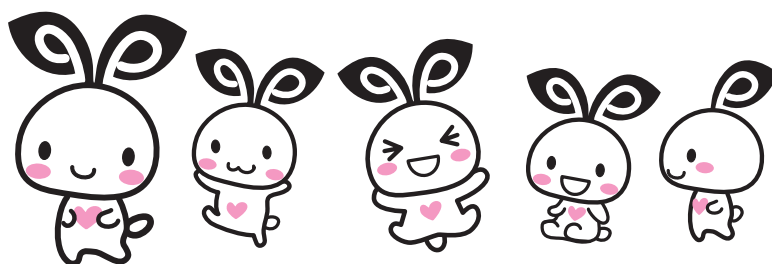
組織図



イメージキャラクター

グリーン・パルのPRキャラクター、うさぎの“ぱるん”です。

楽しいことが大好き！はたらく皆さんのすぐそばで、いつも応援しています。



目 次

	グリーン・パル事業ごあんない	2
---	----------------------	---

	もらう	4
■	共済金	4
■	インフルエンザ予防接種助成	12
■	人間ドック等利用助成	12
■	国家資格取得助成	14

	トクする	16
■	スポーツクラブ法人会員利用	16
■	スポーツ大会助成	16
■	生活習慣病予防事業	17
■	健康診断結果の就業判定サービス	17
■	クーポン券特集	20

	全福センター提供サービスのごあんない	43
■	全福センターサービスを使うには	43
■	サービス内容のご紹介	43

	こくみん共済 coop〈全労済〉SF サービスのごあんない	47
---	-------------------------------------	----

	オトクに出かける	48
■	宿泊利用助成（旅行社を通して宿泊する場合）	48
■	たびゲーター宿泊助成	49
■	委託保養所利用助成	50

	お金を借りる	58
---	--------------	----

	そなえる	62
■	サービスセンター共済（こくみん共済 coop）	62
■	アフラック団体保険	64
■	全福ネット入院あんしん保険	66
■	全福ネットワンコイン労災保険	67

	手続きについて	68
■	会員資格	68
■	会費	68
■	税法上の扱い	68
■	入会・脱会・変更手続	69

	巻末資料	74
---	------------	----

	仙台市からのお知らせ	78
---	------------------	----



グリーン・パル事業ごあんない

グリーン・パルは、中小企業に働く方々の福祉の向上と生活の充実を図り、併せて企業や地域社会の振興に寄与することを目的とし、昭和44年に仙台市勤労者互助会として発足しました。

事業内容

グリーン・パル事業の運営

- **生活安定**…………… 祝金・見舞金の給付、生活・教育等資金の融資メニュー紹介・利子補給金の助成、総合医療共済およびせいいめい共済、がん保険等の紹介など
- **健康維持増進**…………… スポーツ施設の割引利用、人間ドックの助成、健診の割引利用など
- **老後生活の安定・財産形成**…………… 定年退職準備セミナー、資産形成オンラインなど
- **自己啓発**…………… パソコン教室・教養講座などの開催、国家資格取得の助成、スクールの入会助成など
- **余暇活動**…………… グルメ・交流イベントの開催、チケットの割引、レジャー施設の割引、宿泊・ツアー利用の助成、指定店での買物の割引など

しくみ

- ・ 会員の皆様からの会費・入会金を原資として、福利厚生事業を実施しています。
- ・ 市からの管理運営費補助金によって運営しています。



入 会

仙台市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主の方が、会員になることができます。
ご入会は事業所単位となります。(会員資格や手続きについてはP68～69をご参照ください)

会 費

入会金 1人200円 月会費 1人500円

会報誌等

- グリーン・パルガイドブック（本誌）…………… 年1回
 - グリーン・パルだより（イベント・チケット等案内）…………… 年8回
- 事業所あてに会員数分お送りいたします。

2022年度発行予定

- | | | |
|----------------|-----------------|----------------|
| ● 第288号 ⇒ 5月中旬 | ● 第291号 ⇒ 9月中旬 | ● 第294号 ⇒ 2月上旬 |
| ● 第289号 ⇒ 6月下旬 | ● 第292号 ⇒ 11月上旬 | ● 第295号 ⇒ 3月中旬 |
| ● 第290号 ⇒ 8月上旬 | ● 第293号 ⇒ 12月中旬 | |

発行日より1週間以内に、事業所あてに会員数分お送りいたします。
ホームページでは発行日当日からご覧いただけます。



会員証

入会時に会員証を発行します。各種申込み・割引利用の際に使用するものとなります。

※会員証を紛失したときは電話等で再発行（無料）をお申し出ください。（☎022-214-1373）



平成28年4月1日以降発行会員証



従来会員証（これまでどおりお使いいただけます）



スマートフォン会員証について

会員で本人とご家族が手軽に会員証を提示できる、「GICパスポート」を利用したスマホ会員証がご利用いただけます。詳しくはP18をご参照ください。



グリーン・パル会員 = 全福センター会員です。

グリーン・パルが加入している全国組織である
（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の各種サービスは、手続きなしでグリーン・パル会員すべての方にご利用いただけます。
（詳しくは▶P43） 全福センター HP <https://www.zenpuku.or.jp/>



全福センター会員のマークです。



ホームページ

会報「グリーン・パルだより」も発行日当日からご覧いただけます。
各種サービスの案内、イベント・チケットの申込み（一部を除く）等にご利用ください。

グリーン・パルホームページ
（スマートフォン対応）
<https://www.greenpal.or.jp>



LINE 友だち募集中！

友だち追加で、イベントやプレゼント、チケット発売やグリーン・パルだより発行のお知らせなどのお得な情報を受け取ることができます。みなさん、ぜひ友だちになってくださいね！（LINE アプリを使用されていない方は、アプリをダウンロードしてご利用ください。）



仙台ひと・まちチャンネルへの登録をお願いします。



事業所としての新規入会

●新規の事業所としてグリーン・パルにご入会の際は、以下の書類が必要となります。

・入会申込書（P70） ・会費納入方法等届（※） ・口座振替依頼書（※）

※の書類については、グリーン・パルまでご請求ください。

お問い合わせは ☎022-214-1373 グリーン・パルへ





もらう

共済金

グリーン・パルの共済金について

会員の方やそのご家族にお祝い事やご不幸があった時に、共済金を給付します。

- お祝い金は、会員の皆様からいただいた会費で給付しております。
- 弔慰金やお見舞金は、安定的な共済給付を行うために全労済協会^(※)の「自治体提携慶弔共済保険」に再共済しており、全労済協会とグリーン・パルから合わせて給付しております。また、給付にあたっては、全労済協会の共済金支払認定基準に沿って行っております。

※全労済協会（一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会）は、中小企業勤労者福祉サービスセンター等の団体が行っている慶弔給付事業制度の元受団体であり、全労済グループの一翼を担っています。

*個人情報について

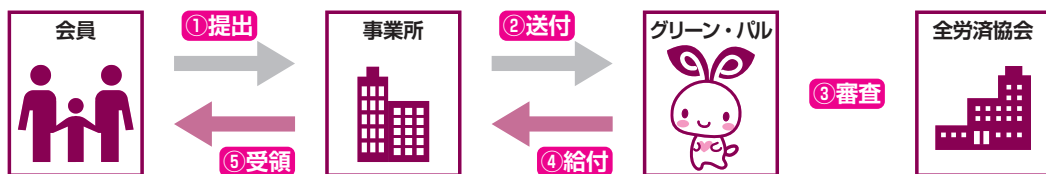
円滑な共済給付を行うために、再共済に必要な個人情報を、慶弔共済契約に関わる団体（全労済協会、全労済宮城推進本部、（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター）へ提供します。

（全労済協会：審査統括、全労済宮城推進本部：審査、（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター：全労済協会への取次）

請求のしかた

共済金一覧はP6・8へ

入会した翌月1日以降に発生した給付事由から対象になります



①提出 会員が次の書類を事業所担当者に提出(令和3年度より様式が変更になりました)

- ・お祝い金の場合 「共済金請求書兼証明書」(P7)と添付書類
- ・見舞金・弔慰金の場合 「保険金請求書兼証明書」(P9)と添付書類

*詳細はP6・8の一覧をご参照ください。

*各用紙はグリーン・パルホームページからもダウンロードできます。

②送付 事業所担当者はグリーン・パルへ書類を送付

(書類のチェックを行い、事業所名・代表者名を記入し、代表者印を押印してください。)

③審査 グリーン・パルと全労済協会が書類を審査

④給付 事業所の会費引落口座に共済金をお振込、共済金振込通知書を事業所担当者宛にFAX

⑤受領 事業所担当者は、共済金振込通知書の内容を確認の上、共済金を会員へ

ポイント

- ・グリーン・パルから控えは送付いたしません。必要な場合にはご提出前にお取り置きください。
- ・グリーン・パルに請求書類が届いてから事業所への給付まではおよそ2週間です。(4、5月は請求件数が多いため、1か月程度)
- ・事由発生日以前に脱会されると、給付の対象になりませんのでご注意ください。
- ・請求期限は、事由発生日から3年以内です。3年経過後は給付できません。



会員期間が必要な共済金について

勤続祝金、定年祝金の請求には、3年以上の会員期間が必要です。

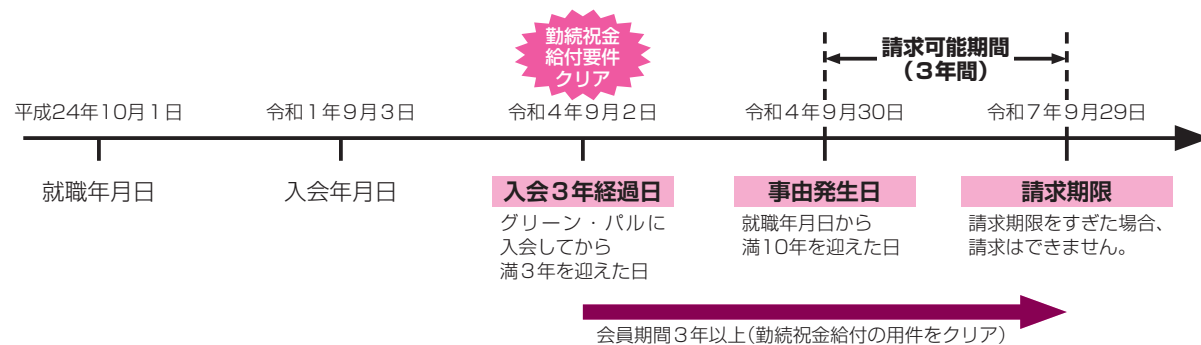
ただし、満3年に満たない場合でも、会費の納入期間が36か月を満たす場合には給付対象となります。

*脱会日（グリーン・パルが脱会届を受け取った日）は会員期間に含まれません。また、脱会日を含む月分の会費はいただきません。

請求例【勤続10年祝金】

就職してから満10年を迎えたとき。

ただし、その日の時点で連続した会員期間が3年（会費の納入期間が36か月）以上必要。



令和4年度共済金事由発生の該当者一覧

年数を経てから共済金の事由が発生するものについて、令和4年度は下記の方が該当します。

ご注意
ください

- ・ 事由発生日（記念日）が過ぎてからご請求ください。
- ・ 入会した翌月1日以降に発生した給付事由から対象になります。
- ・ 水晶婚祝金・銀婚祝金に添付する戸籍個人事項証明書は、事由発生日以降にお取りください。

水晶婚祝金	平成19(2007)年4月1日～平成20(2008)年3月31日に婚姻届を提出された方
銀婚祝金	平成9(1997)年4月1日～平成10(1998)年3月31日に婚姻届を提出された方
勤続10年祝金	平成24(2012)年4月1日～平成25(2013)年3月31日に就職された方
勤続20年祝金	平成14(2002)年4月1日～平成15(2003)年3月31日に就職された方
勤続30年祝金	平成4(1992)年4月1日～平成5(1993)年3月31日に就職された方
入会祝金	平成19(2007)年4月1日～平成20(2008)年3月31日に入会された方
成人祝金	平成14(2002)年4月1日～平成15(2003)年3月31日生まれの方
還暦祝金	昭和37(1962)年4月1日～昭和38(1963)年3月31日生まれの方

事由発生日（記念日）から3年が過ぎていなければご請求いただけます。

それぞれ婚姻届出日、就職日、入会日、誕生日を過ぎてからご提出ください。



共済金一覧表

以下の事由が発生した場合には、祝金・弔慰金・見舞金を給付します。
請求書に押印の上、添付書類を添えて、グリーン・パルへ直接または郵送でご提出ください。

請求書類 (グリーン・パルホームページからもダウンロードできます。)

- ・お祝い金 共済金請求書兼証明書 (P7)
- ・見舞金・弔慰金 保険金請求書兼証明書 (P9)

ご注意ください

- ・請求期限は**事由発生日から満3年以内**です。
- ・**入会日の翌月1日から脱会日前日までに発生した事由**についてご請求いただけます。
(事由発生日以前に脱会されると、給付の対象になりません。)
- ・**事由発生日以降**にご請求ください。(発生日前にいただいたものは一度お返しします。)

- * 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)でも構いません。
- * グリーン・パルの「会員期間」とは、入会から事由発生日までの連続した在籍期間を指します。

お祝い金 ※次ページの共済金請求書兼証明書をご利用ください。 (中小企業勤労者福祉推進事業規則 別表1・2)

給付事由			給付金額 (円)	(うち保険 契約分)	添付書類・詳細
結 婚	会員が結婚した時	会員期間 3年未満	25,000	—	● 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写) または婚姻届受理証明書(写) ● 会員氏名変更届(姓が変わる場合・P73)
		会員期間 3年以上	35,000		
出 産	会員又は配偶者が出産した時		15,000	—	● 母子手帳の1ページ(写) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写) 出生届受理証明書(写)のいずれか ※母子手帳は自治体の印があるページです。
水 晶 婚	会員が婚姻届出後満15年を迎えた時		10,000	—	● 事由発生日以降に発行された 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写)
銀 婚	会員が婚姻届出後満25年を迎えた時		20,000		
定 年	会員が就業規則等に定める 定年を迎えた時 (ただし、平成30年4月以降、 満60歳を超えて入会した場合 は対象外)	会員期間 3年以上	20,000	—	● 定年の規定が記載されている箇所の 就業規則(写)または社内規定等(写) ※給付は一度限りです。(P10の9参照)
		会員期間 5年以上	30,000		
		会員期間 10年以上	50,000		
二 十 歳	会員が満20歳の誕生日を迎えた時		10,000	—	● 健康保険証(写)または運転免許証(写)
還 暦	会員が満60歳の誕生日を迎えた時		10,000		
入 会	会員がグリーン・パルに入会して、 会員期間満15年を迎えた時		10,000	—	なし
入 学	会員の子が入学した時	小学校	10,000	—	
		中学校			
勤 続	会員が同一事業所に継続して在籍し、 かつ就職日から満10年・20年・30年 を迎えた時 (ただし、事由発生日の時点で会員期間が3年 以上必要)	満10年	10,000	—	
		満20年	20,000		
		満30年	30,000		

共済金請求書兼証明書

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 御中

下記の事由があったことを証明し、請求いたします。

本請求書に関する個人情報（要配慮個人情報含む）が、共済金の支払いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

請求日

令和 年 月 日

事業所名			会員番号	-	
事業所代表者名	(印)		フリガナ		
			会員氏名(受取人)		
			日中連絡のつく電話番号 () -		
入会年月日	昭和 平成 令和 年 月 日		事由発生日または事由確定日 ※記入不要です。	請求金額	
	令和 年 月 日			円	

該当項目に○をつけ、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに提出してください。

○	請求事由詳細				添付書類 (いずれもコピー可)
結婚祝金	配偶者氏名	婚姻届出日	配偶者生年月日	昭和 平成 年 月 日	- 戸籍個人事項証明書(写)※1 - 又は婚姻届受理証明書(写) ・会員氏名変更届 (姓が変わる場合)
出産祝金	子の名	出産年月日	令和 年 月 日		母子手帳の1ページ(写) 戸籍個人事項証明書(写)※1、 出生届受理証明書(写)のいずれか
水晶婚祝金	(結婚15周年)	配偶者氏名	婚姻届出日	平成 年 月 日	戸籍個人事項証明書(写)※1
銀婚祝金	(結婚25周年)				(事由発生日以降に交付を受けた、 交付年月日が確認できるもの)
定年祝金	1. 会員期間3年以上5年未満	定年を迎えた日	令和 年 月 日		定年の規定が記載されている箇所の 就業規則(写)又は 社内規定等(写)
	2. 会員期間5年以上10年未満				
	3. 会員期間10年以上				
二十歳祝金	(満20歳)	生年月日	昭和 平成 年 月 日		健康保険証(写)又は 運転免許証(写)
還暦祝金	(満60歳)				
入会祝金	入会15年	入会年月日	平成 年 月 日		
子の小学校入学祝金	子の名	入学年月日	子の生年月日	平成 年 月 日	
子の中学校入学祝金		令和 年4月1日	学校名	小学校 中学校	添付書類は 必要ありません。
勤続祝金	1. 勤続10年	就職年月日	平成 年 月 日		
	2. 勤続20年				
	3. 勤続30年				

※1 仙台市では、戸籍事務のコンピュータ化により戸籍証明書の名称が変わりました。(戸籍謄本→戸籍全部事項証明書・戸籍抄本→戸籍個人事項証明書)

※2 共済金のご請求期間は事由発生(確定)から3年以内です。



弔慰金 ※次ページの保険金請求書兼証明書をご利用ください。

給付事由			給付金額 (円)	(うち保険 契約分)	添付書類・詳細
会員	会員本人が「疾病」により 死亡した時	65歳未満	100,000	(100,000)	● 死亡診断書(写)または死体検案書(写)
		65歳以上		(50,000)	
	会員本人が「不慮の事故」により死亡した時		100,000	(100,000)	専用の請求書をお送りいたします。 詳細はグリーン・パルへお問い合わせください。
	会員本人が「疾病」にも「不慮の事故」にも 該当しない死亡した時*		30,000	—	
配偶者	会員の配偶者(内縁含む)が死亡した時		60,000	(20,000)	● 会員との続柄、死亡の事実が確認できる書類 (例：戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(写)等。不 要部分は黒塗りしてください。会員との続柄・逝 去日・逝去者氏名が客観的に確認できれば、葬儀 関係の書類等(写)や新聞の死亡広告(写)等 他 の資料でも代用できます)
子	会員の子(7ヶ月以上の死産を含む)が死亡した時		30,000	(10,000)	
親	会員又は配偶者の親が死亡した時		10,000	(5,000)	

※「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない範囲

死亡原因として	・嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」・飢餓、乾き、自然死(老衰)等
不慮の事故の 免責事由として	・故意または重大な過失(自殺含む)・法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 ・酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・疾患、疾病により心神喪失の状態にある間に生じた事故

お見舞い金 ※次ページの保険金請求書兼証明書をご利用ください。

給付事由			給付金額 (円)	(うち保険 契約分)	添付書類・詳細
傷病による休業	会員がケガ・病気で 休んだ時 (同一傷病で連続14日以上休 業した場合から対象になり ます。)	休業14日以上 30日未満	6,000	(5,000)	● 休業日数の確認できる 出勤簿(写)または診断書(写) ・日数確定後にご請求ください。 (職場復帰・退職したとき、または休業が120日 を超えたとき) ・同一傷病で休業と出勤が繰り返された場合の日数 の数え方は、グリーン・パルまでお問い合わせせ ください。
		休業30日以上 60日未満	14,000	(10,000)	
		休業60日以上 90日未満	24,000	(15,000)	
		休業90日以上 120日未満		(20,000)	
		休業120日以上	34,000	(25,000)	
火災等による災害	会員が居住する建物が 火災等により被害を 被った時	建物・家財の損害の程度 50%以上	100,000	(100,000)	● 罹災証明書(写)及び修理見積書(写)及び 修理前の写真(写) ・「火災等」には、 火災・落雷・水漏れ・破裂・爆発・その他の不慮の 人為的災害が含まれます。
		30%以上50%未満	70,000	(70,000)	
		20%以上30%未満	50,000	(50,000)	
		20%未満	20,000	(20,000)	
		同居親族の死亡	30,000	(30,000)	
自然による災害	会員が居住する建物が 自然災害により被害を 被った時	床上浸水以外	建物損害の程度 70%以上	30,000	● 罹災証明書(写)及び修理見積書(写)及び 修理前の写真(写) ・「自然災害」には、 台風・地震・水災(豪雨・洪水等)・雪害・床上浸水・ その他の災害が含まれます。
			20%以上 70%未満	15,000	
			20%未満	3,000	
		床上浸水	6,000	(6,000)	
		同居親族の死亡	30,000	(30,000)	
障害	会員が重度障害の状態になった時	65歳未満	100,000	(100,000)	専用の診断書様式をお送りいたします。 詳細はグリーン・パルへお問い合わせください。 ・「重度障害」とは、 「労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等 級表」の第1級、第2級、第3級(一部)のいずれか に該当する身体障害の状態をいいます。 (身体障害者手帳の等級とは異なります。) ・症状が固定した方が対象となります。
		65歳以上	50,000	(50,000)	



このページをコピーしてお使いください

自治体提携慶弔共済保険

保険金請求書 兼 証明書<一括用>

＜保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて＞

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。
本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日

20

年

月

日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)		事業所名・事業所代表者名	
団体名	公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団	事業所名	
代表者名		事業所代表者名	

(被保険者) 会員	フリガナ	生年月日	大・昭・平 年 月 日生
	氏名		
現住所	フリガナ 〒 - () -		
事業所番号	会員番号	入会年月日	年 月 日

保険金受取人	フリガナ	会員との続柄(会員死亡時以外は本人)	
	氏名	1. 本人 2. 配偶者 3. その他()	
住所	フリガナ 〒 - () -		

該当する項目すべてに○をつけてください。

【会員本人の死亡・重度障害・後遺障害】添付書類: 死亡▶☐死亡診断書(写) または ☐死体検案書(写) 重度障害▶☐後遺障害診断書

死亡日・症状固定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険始期時点の満年齢※	※保険始期時点の満年齢とは、保険期間の初日(新規契約の初日または更新契約の初日)時点の満年齢であり、死亡日時点の満年齢ではありません。 (例)保険期間2022年4月1日～2023年3月31日、死亡日 2022年10月10日、誕生日1970年(S45年)7月1日の場合、「保険始期時点の満年齢」は満51歳です。	
年 月 日	年 月 日	満 歳		
請求事由	110 会員死亡 (65歳未満の方)	円	120 不慮の事故による死亡	円
	111 会員死亡 (65歳以上の方)	円	不慮の事故による重度・後遺障害 (級)	円
	210 重度障害 (65歳未満の方)	円		
	211 重度障害 (65歳以上の方)	円		
保険金			円	

【住宅災害】添付書類: ☐罹災証明書(写) 及び ☐修理見積書(写) 及び ☐修理前の写真(写)

罹災日	20 年 月 日	物件住所	※現住所と異なる場合記入					
1. 火災等による住宅災害(300 301 302 303)		2. 自然災害による住宅災害(310 311 312 313)		建物の延床面積	坪・㎡	店舗併用住宅の居住部分	坪・㎡	
火災 落雷 水漏れ 破裂・爆発 その他()		台風()号 地震 水災(豪雨・洪水等) 雪害 床上浸水 その他()						
全労済協会 処理欄	損害額	円	損害の程度	支払割合	保険金			円
	(1坪あたりの単価) 木造 60万円 鉄筋 70万円	延床面積 × 100 =	%	%	(契約額 円)			

【傷病休業】添付書類: ☐診断書(写) または ☐出勤簿(写)

傷病名	休業期間	左記休業期間におけるご請求(受取)済み期間	
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	1. なし 2. 一部請求(受取)済 20 年 月 日 分まで	
請求事由	280. 14日以上30日未満	円	保険金
	281. 30日以上60日未満	円	
	282. 60日以上90日未満	円	
	283. 90日以上120日未満	円	
	284. 120日以上	円	

【家族死亡弔慰金】添付書類: ☐戸籍全部事項証明書(写)等(会員との続柄・死亡日・死亡者名の確認できるもの。不要部分黒塗りの上ご提出ください。)

会員との続柄	死亡者氏名	死亡年月日	保険金
400 配偶者 401 子 402 親		20 年 月 日	円
403 住宅災害による同居親族			



共済金についてのよくあるご質問

共済金全般

Q1. 共済金の添付書類は、原本でなければダメですか？

A1：コピーでかまいません。

Q2. 共済金請求書は、直接グリーン・パルに送ってもいいのですか？

A2：共済金は、事業所を通してご請求していただくことになっておりますので、共済金請求書のご記入後、事業所の担当者の方にお渡しください。なお、「事業所名」「代表者名」はグリーン・パルにご登録いただいているお名前になります。ご不明な場合は会社のご担当者様にご確認ください。

支店や支所といったような出先機関にいらっしゃる場合には、支店長や支所長のお名前・印ではなく、事業所代表者名・印（代表取締役、理事長など）でのご請求になりますので、ご注意ください。ただし、本社が仙台以外で仙台支店単独でご加入している場合などは、支店長のお名前・印のご請求で大丈夫です。

例) ○ 事業所名 公益財団法人●●財団

代表者名 理事長 ●● ●●

× 事業所名 ▲▲児童館

代表者名 館長 ▲▲ ▲▲

Q3. 入会日が2022年3月1日です。3月6日に起こった（事由が発生した）出来事について、共済金を請求できますか？

A3：ご請求いただけません。事由発生日時点でご入会翌月以降（Q3の場合は2022年4月1日以降）である必要があります。

Q4. 共済金を請求したかどうか忘れてしまいました。調べてもらえますか？

A4：すぐお調べいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

結婚・出産・水晶婚・銀婚・入学祝金・家族死亡弔慰金・災害見舞金

Q5. 夫婦共にグリーン・パル会員なのですが、両方から請求してもいいのでしょうか。

A5：お2人ともご請求いただけます。

結婚祝金

Q6. 添付書類は住民票でも大丈夫ですか？

A6：住民票では正確な婚姻届出日を確認できないため、婚姻届受理証明書、又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。

出産祝金

Q7. 添付書類は母子手帳の写しで大丈夫ですか？

A7：ご請求いただけますが、続柄確認のため、会員様のお名前をご記入いただいた上、コピーをお取りください。

水晶婚・銀婚祝金

Q8. うっかりして事由発生日前に戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を取ってしまいました。受け付けてもらえますか？

A8：大変申し訳ございません。水晶婚祝金・銀婚祝金に添付していただく戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）は、事由発生日にご夫婦でいらっしゃるかどうかを確認させていただくためのものになります。事由発生日前にお取りになったものでは給付できませんので、お手数ではございますが、事由発生日以降に改めて再取得をお願いいたします。

定年祝金

Q9. 定年祝金はいつ請求すればいいのでしょうか。

A9：定年後に引続き再雇用される場合であっても、ご請求は就業規則に定める定年を迎えた時になります。事由発生日（就業規則に定める定年を迎えた時）時点での会員期間に応じ、1回限りの給付となります。

最終的に事業所を退職される時（再雇用満了）のご請求ではありませんので、ご注意ください。なお、満60歳を超えて入会した場合は、定年祝金の対象外となります。

弔慰金・お見舞金全般

Q10：なぜ全労済協会に再共済しているのですか？

A10：大規模災害（大地震など）が発生したときに、グリーン・パルだけの支出では賄えない場合に備えて、全労済協会の「自治体提携慶弔共済保険」に再共済しています（一人当たり掛金毎月75円）。また、弔慰金や見舞金につきましては、審査が複雑なため、全労済協会の共済金支払認定基準に沿って給付しております。

弔慰金

Q11：義理の母が亡くなりました。弔慰金の請求をしようと思うのですが、何か添付書類は必要ですか。

A11：会員様と亡くなられた方との続柄と亡くなられた事実の確認が必要となりますので、配偶者、子、親の方々の弔慰金のご請求には、それらが確認できる書類（Q11の場合の例：亡くなられた方のお名前と逝去日の確認できる葬儀関係の書類等と配偶者様の戸籍個人事項証明書の両方、等。）の写しをご提出ください。

傷病見舞金

Q12：土・日・祝日・公休日を挟んだ場合は休業日数に含まれますか？

A12：休業日数に含まれます。

Q13：傷病見舞金は何日休むと請求できますか。

A13：同一の傷病を理由とした休業日（有給休暇・週休日等を含む）が連続して14日以上になった場合から対象となります。

Q14：連続14日以上休んだあと飛び飛びに休んでいます。日数の数え方を教えてください。

A14：休みが全て同一の傷病であれば

- 14日以上連続休業の後「10日以内の出勤期間」があり、更に再度休業した場合
⇒ 出勤期間の日数も含めて休業日数としてカウントします。
- 14日以上連続休業の後「11日以上120日以内の出勤期間」があり、更に再度休業した場合
⇒ 出勤した日数を除外して休業日数だけをカウントします。
- 14日以上連続休業の後「121日以上の出勤期間」があり再度休業した場合
⇒ 因果関係のない別傷病とみなして新たに休業日数をカウントします。

Q15：「同一の傷病」かどうかはどう判断したら良いですか？

A15：再共済先の全労済協会の基準となります。グリーン・パルまでお問い合わせください。

災害見舞金

Q16：マンションに住んでいるのですが、上の住人の水漏れ事故で、自分の住居も被害に遭いました。災害見舞金に該当しますか？

A16：「火災等による災害見舞金」に該当します。被害状況のわかる写真・修繕見積書等の詳しい資料を添付してください。

障害見舞金

Q17. 障害見舞金の給付対象の「重度障害」とはどのようなものですか？

A17：「労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表」の第1級・第2級・第3級②③④のいずれかに該当するものとなります（障害者手帳の等級とは異なります）。詳しくはお問い合わせください。

その他、共済金についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください
(☎ 022-214-1373)



インフルエンザ予防接種助成

毎年10月接種分から助成を始めます。

詳細は9月発行のグリーン・パルだよりに掲載します。お見逃しなく！

人間ドック等利用助成 (令和2年4月改定)

1

健康診断を
受診する



2

申請する



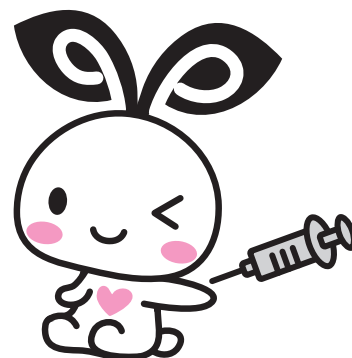
3

受付の翌月に
事業所へ振込

または個人へクオカードが届く



助成対象	下記の健診の受診料のうち、会員本人の負担額（8,000 円を超えた場合） ・ 人間ドック（日帰・1 泊） ・ 脳ドック、脳健診 ・ PET 検診 / 健診 ・ 定期健康診断（項目追加等の自己負担分） ※保険診療内の各種検査等は助成対象外です。		
助 成 額	自己負担額	助成条件	助成額
	8,000 円以上 25,000 円未満	当該年度末にて 満35、40、45、50、55、60歳に到達する方	5,000 円
	25,000 円以上 40,000 円未満	毎年申請可	
	40,000 円以上		8,000 円
助成回数	年度内 1 回（4 月 1 日～ 3 月 31 日）		
申請期限	受診後 1 年以内		
申請方法	人間ドック等を受診後、次の書類をグリーン・パルへ提出してください。 ①「人間ドック等利用助成申請書」（事業所代表印の押印が必要です。） ② 受診料の領収書（本人名、健診内容が明記されたもの。コピー可、レシート不可） * 領収証に健診内容の記載がない場合は、健診項目の判る書類を添付ください。		
助成方法	・ 事業所口座へ振込（共済金振込指定口座） ・ クオカードの送付（自宅または勤務先） 上記いずれかを選択ください。申請受付の翌月に振込または送付いたします。		
そ の 他	* 人間ドック等利用助成金は、会員個人に対する助成金です。事業所に対する助成ではありません。 * 郵送検診ほか、上記 4 種類の健診以外のものは助成対象外です。		



このページをコピーしてお使いください

人間ドック等利用助成申請書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所名		会員番号	—
事業所 代表者名	⑩ 下記 会員本人負担額に相違がないことを認めます。	会員氏名	日中連絡のつく 電話番号 () -

下記のとおり人間ドック等を利用しましたので、領収書を添えて助成金を申請します。

記

1. 健診年月日	令和 年 月 日
2. 健診内容 (該当項目すべてに○)	・ 人間ドック(日帰・1泊) ・ 脳ドック、脳健診 ・ PET 検診/健診 ・ 定期健康診断(項目追加分等の自己負担) ※保険診療内の各種検査等は助成対象外です。
3. 受診料 自己負担額	会員本人負担額 : _____ 円 *領収証記載額との差額 [なし ・ あり (_____ 円)] 差額の負担先 : 事業所 ・ 健康保険組合 ・ その他 (_____)
4. 生年月日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 次年度開始時点での満年齢 平成 (_____ 歳)
5. 受診機関名	
6. 助成方法 (①・②いずれかに○)	① 事業所口座へ振込 (共済金振込指定口座) ② クオカードの送付 〒 _____ (自宅 ・ 勤務先) 送付先 住所 _____ (勤務先の場合) 勤務先名 _____
必要書類	領収証(写) (本人名、健診内容が明記されたもの。レシート不可) *領収証に健診内容の記載がない場合は、健診項目の判る書類を添付ください。

自己負担額	条件	助成額
8,000 円以上 25,000 円未満	当該年度末にて満 35、40、45、50、55、60 歳に到達する方	5,000 円
25,000 円以上 40,000 円未満	毎年申請可	8,000 円
40,000 円以上		

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



国家資格取得助成 (令和2年4月一部改定)

1 国家資格取得試験を受験する

2 申請する

国家資格取得助成申請書 + 受験票または結果通知等 + 領収証

3 受付の翌月に事業所へ振込または個人へクオカードが届く



助成対象	受験（受講）することで国家資格を取得できる試験（講習）の受験（受講）料 *以下は助成対象外です。 学費（授業料）、公的資格、民間資格、有資格者を対象とした定期講習、試験内容一部免除のための講習など
助成額	受験（受講）料の自己負担額（1,000円未満切り捨て・5,000円を限度額とする） *受験料の払込手数料等は助成の対象金額に含みません。
助成回数	年度内1回（4月1日～3月31日）
申請期限	受験（受講）後1年以内
申請方法	受験（受講）終了後、次の書類をグリーン・パルへ提出してください。 （①～③を全てご提出いただけない場合は助成できません。） ①「国家資格取得助成申請書」 ② 受験（受講）票（写）または結果通知書など（写）（可否は問いません） ③ 受験（受講）料の領収書（写）※（本人名の明記されたもの）
※領収書について	・受験料として収入印紙を購入……レシートではなく本人名の明記された領収書をお取りください。 ・受領印のない領収証………助成できません。 ・クレジットカード決済等………該当する支払の「本人名・支払日・支払先・金額」が判る明細の写しを添付ください。 （その際、関連のない部分は読み取れないように加工してご提出ください。）
助成方法	・事業所口座へ振込（共済金振込指定口座） ・クオカードの送付（自宅または勤務先） 上記いずれかを選択ください。申請受付の翌月に振込または送付いたします。
その他	*国家資格取得助成金は、事業所に対する助成ではありません。 会員個人に対する助成制度であるため、申請には会員様ご本人名義の領収書が必要となります。 *領収書原本を提出しなければならない試験もありますので、事前にコピーをお取りください。

広告

カルチャー・スクール

わたしらしく、いきいきと！

2022年度 受講生随時募集中！

※ヨーガの夜の部は火曜日の2コースがあります。
※ヨーガの夜の部は各自準備下さい。
※カルチャースクールの最小催行人数は2名からです。

ヨーガ

講師：ヨーガライフシステム研究所

昼の部
時 間 10:30～11:40
受講料 5,200円(税込)
開催数 月2回全8回 定員 10名

夜の部
時 間 18:30～19:40
受講料 7,800円(税込)
開催数 月4回全11～12回定員 10名

フラワーアレンジメント 講師：佐藤 洋子
お花をもっと楽しみ、学んでみませんか？
初心者大歓迎！！
時 間 18:30～20:00
受講料 10,000円(税込)
開催数 月2回全12回 定員 10名
※教材費は別途料金となります。

チェアヨーガ

講師：ヨーガライフシステム研究所

昼の部
時 間 10:30～11:30
受講料 3,400円(税込)
開催数 月2回全8回 定員 10名

夜の部
時 間 18:30～19:30
受講料 3,400円(税込)
開催数 月2回全8回 定員 10名

花あそび 講師：佐藤 洋子・佐藤 淳子
お花のことを知り、お花と遊ぶ
素敵なアレンジを行います！！
時 間 13:30～15:00
受講料 5,000円(税込)
開催数 月1回全6回 定員 10名
※教材費は別途料金(2,500円)となります。

主 催 一般社団法人 宮城県労働者福祉資産協会

バーネル仙台 かわいい日程は、HPをご覧ください。
TEL 022-222-1121 URL www.shisan-miyagi.jp



このページをコピーしてお使いください

国家資格取得助成申請書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所名		会員番号	—
※事業所 代表者名	※ 印	会員氏名	日中連絡のつく () - 電話番号
※クオカードでの助成の場合は記入・押印不要です。			

下記のとおり国家試験を受験（受講）しましたので、必要書類を添えて助成金を申請します。

記

1. 受験(受講)年月日	令和 年 月 日
2. 受験(受講)種別	
3. 受験(受講)料	円
4. 助成方法 (①・②いずれかに○)	
① 事業所口座へ振込 (共済金振込指定口座) ※事業所代表印の押印をお願いいたします	
② クオカードの送付	
送付先 住 所	〒 (自宅 ・ 勤務先) (勤務先の場合) 勤務先名

【必要書類】 (いずれもコピー可)

- ① 受験(受講)票(写) または結果通知書(写)など (合否は問いません)
- ② 受験料の領収証(写) (会員本人名のもの)
 - ・受験料として収入印紙を購入…レシートではなく本人名の明記された領収書をお取りください。
 - ・受領印のない領収証 ……助成できません。
 - ・クレジットカード決済等 ……該当する支払の「本人名・支払日・支払先・金額」が判る明細の写しを添付ください。
(その際、関連のない部分は読み取れないように加工してご提出ください。)

【助成対象】 受験(受講)することで国家資格を取得できる試験(講習)の受験(受講)料

以下は助成対象外です。

〔学費(授業料)、公的資格、民間資格、有資格者を対象とした定期講習、試験内容一部免除のための講習 など〕

【※グリーン・パル使用欄】 助成額

☐ 1,000 円 ☐ 2,000 円 ☐ 3,000 円 ☐ 4,000 円 ☐ 5,000 円

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。





トクする

クーポン

P21より別添のクーポンがあります

スポーツクラブ法人会員利用

1 利用時に会員証を提示



2 法人会員料金で都度利用する



スポーツクラブ名	所在地・電話番号	会員料金	利用施設	人数/月
ダンロップ スポーツクラブ仙台	宮城野区小田原3-1-30 ☎022-297-0651	●大人 1回につき1,000円 ※家族の方も 利用できます	マシンジム・スタジオ・プー ル・サウナ・バスルーム	60人
セントラルウェルネスクラブ 北仙台店	青葉区昭和町1-37 ☎022-275-8411	●大人 1回につき1,100円 ※会員に同伴の場合に 限り、家族の方も利 用できます ※会員証の提示がない 場合は、各施設の ビジター料金となり ます。	フィットネスジム・エアロビ クススタジオ・スカッシュ・ スイミングプール・ダイビン グプール・ゴルフレンジ・サ ウナ・バスルーム	5施設 あわせて 120人
仙台南小泉店	若林区遠見塚3-2-1 ☎022-788-4777		マシンジム・スタジオ・プー ル・サウナ・人工温泉露天 風呂（トゴールの湯）	
セントラルフィットネスクラブ 仙台店	青葉区中央4-6-1 ☎022-266-8855		マシンジム・エアロビクス スタジオ・スカッシュ・ジャ グジーバス・サウナ・プール	
仙台泉中央店	泉区泉中央1-1-2 ☎022-375-0301		マシンジム・エアロビクス スタジオ・ジャグジーバス サウナ・プール	
名取南仙台店	名取市上余田千刈田289-1 ☎022-381-6039		マシンジム・スタジオ・サ ウナ・プール・バスルーム	

スポーツ大会助成

1
申請書を
請求



2
申請する



3
助成金の
振込



4 大会後に
収支報告書を
提出する



- 中小企業団体等が主催する各種スポーツ大会の運営費を、大会の主催者に対し、スポーツ大会助成要綱に基づいて、審査の上助成します。

助成対象 参加事業所が5団体以上で、概ね20名以上の参加者がいる大会。かつ、グリーン・パール会員事業所が3団体以上参加し、グリーン・パール会員が概ね全参加者の1/3以上いる場合。

助成額

グリーン・パール加入事業所	3～5事業所	20,000円
	6～9事業所	30,000円
	10事業所以上	50,000円

助成回数 同一主催者に対して年度内1回（4月1日～3月31日）

申請方法 専用の申請書をお送りいたします。

詳細はグリーン・パールへお問い合わせください。（☎022-214-1373）

大会の開催1週間前までに申請書を提出してください。（大会後の申請は、原則として助成できません。）

*助成にあたって、主催者の方には、グリーン・パールに加入していない参加事業所にグリーン・パールの加入案内の配布をお願いいたします。



生活習慣病予防事業

東北労災病院治療就労両立支援センターの測定・指導等を受けられた場合に助成をします。

●生活習慣病予防のための各種事業

医師、保健師、管理栄養士、理学療法士が個別に健康づくりをサポートします。測定により内臓脂肪や骨格筋量がわかります。ご自身の健康維持のため、職場の健康づくりのためにご利用ください。

事業所への出張測定（動脈硬化度以外）も可能です。

●お問い合わせ・お申込みは

東北労災病院治療就労両立支援センター
☎022-275-1085まで（完全予約制）。

助成金の申請は、ご利用の際グリーン・パル会員証を提示のうえ、治療就労両立支援センター窓口備え付けの申請書に必要事項を記入し、提出してください。

助成対象 会員本人のみ

助成回数 1つの項目について、年度内2回まで。

ただし、運動教室については10回まで可能。

	コース	項目	正規料金 (1回あたり)	助成金額 (1回あたり)
会員個人	測定	動脈硬化度・骨密度・体組成分析の3測定	1,650円	500円
		上記3測定+自律神経機能検査	2,200円	500円
	指導	生活指導・栄養指導	各1,650円	500円
		運動指導	3,300円	1,000円
		生活・栄養・運動指導	4,400円	1,500円
		生活・栄養・運動指導+3測定	5,500円	2,000円
		生活・栄養・運動指導+3測定+自律神経機能検査	6,050円	2,000円
会員事業所	教室	運動教室（10回コース）	1,100～1,650円	500円
	講習会	医師による講話	55,000円(1時間につき)	10,000円
	研修会	他の専門職による講話	33,000円(1時間につき)	6,000円

健康診断結果の就業判定サービス

労働安全衛生法に基づき、従業員数に関係なく健康診断後の有所見者（診断区分で異常所見があった方）に対する就業区分判定（医師からの意見聴取）が必要です。その他、株式会社日本産業医支援機構では、様々な産業保健サービスを提供しています。（詳細はホームページをご覧ください）

○小規模事業所向け産業保健サービス料金表

（税込）

対象者 人数	健康診断結果に対する 就業区分判定（就労判定） 年間料金		長時間労働・健診結果 の事後指導・健康相談		メンタルヘルス相談・ス トレスチェック後の面 接指導・ハラスメント チェック後の面接指導		メンタルヘルス等休職 面談・復職後のフォ ロー面談		メンタルヘルス等復職 面談	
	料 金	割引後料金	料 金	割引後料金	料 金	割引後料金	料 金	割引後料金	料 金	割引後料金
5名以内	6,600	5,500	こちらの各種面談サービスは左記の就業区分判定(就労判定)をご契約いただいた場合の付帯サービスです。(1人1回あたりの料金です。)							
10名以内	13,200	11,000								
20名以内	26,400	22,000								
30名以内	36,300	29,700								
40名以内	46,200	38,500								
50名未満	52,800	44,000								
			19,800	16,500	38,500	33,000	44,000	38,500	55,000	49,500

○スポット医師面接サービス料金表（従業員1人1回あたりの料金です。）

（税込）

・長時間労働 ・健診結果の事後指導 ・健康相談		・メンタルヘルス相談 ・ストレスチェック後の面接指導 ・ハラスメントチェック後の面接指導		・メンタルヘルス等休職面談 ・復職後のフォロー面談		メンタルヘルス等復職面談	
料 金	割引後料金	料 金	割引後料金	料 金	割引後料金	料 金	割引後料金
22,000	19,800	49,500	44,550	66,000	59,400	88,000	79,200

●お問合せ・申込

株式会社日本産業医支援機構仙台営業所

仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館5F

TEL 022-208-9564 又は、03-5615-8290

※グリーン・パル会員事業所であることをお知らせください。



GICパスポートでスマートフォンが会員証に!

GICパスポート

イベント申込、チケット購入で利用しているジックZの運営会社のスマートフォン向けの新サービスです。

POINT

1 スマホ画面を見せるだけ！
お得なサービスが
受けられます

おみや
プレゼント

おトク
だね!

会員証をスマホに移して財布がスッキリ! いつも持ち歩く
スマホだから忘れる心配もなく会員提示イベントでも安心!

POINT

2 サービスの受けられるお店を
スマホで検索

近くの加盟店を
検索することも
できるよ

割引施設のお得なサービスを出先ですぐ確認できます!

POINT

3 提携店舗・施設まで
地図でナビゲート

はじめてでも
迷わず行けるね

GPS機能付だから、お店まで迷うことなく行けます!

グリーン・パル会員証

会員証として登録する場合は、GICパスポートと同時に手続きできます

- ・入力したお名前が会員証に表示されます。本名漢字表記でご登録ください。
 - ・会員番号の「-」(ハイフン)の後の「0」または「00」は入力しないでください。
- 例【885-030】→【885-30】(ハイフン「-」は、数字入力のマイナス「-」を使用)
※「@gicz.jp」からのメールが受信できるよう設定してください。

本人会員証と合わせ6名まで登録できるので、
ご家族が手軽に会員証提示イベントやスクールに参加できます!

会員本人 GICパスポート



グリーン・パル会員として
GICパスポートとグ
リーン・パル会員証を同
時に登録します。

会員本人 グリーン・パル会員証



家族会員 GICパスポート



家族分は5名まで無料で
発行できます。
登録したGICパスポート
とグリーン・パル会員証
から会員様ご本人で別々
に発行します。

家族会員 グリーン・パル会員証



**グリーン・パル会員は無料で
お使いいただけます!**

申込は
WEBから



グリーン・パル ホームページ
GICパスポートバナー



無料で参加! 「100年ロマン」スタンプラリー

テーマごとにスタンプを集めて地元散策!
寺院・古墳・お城・酒蔵元・仙台三十三観音・宮城文化財など



スポーツ
助成

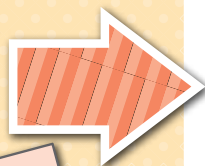


チケット



総額??万円?!

クーポン特集!



割引価格で
オトクに
使おう!

●クーポンは**何度でも使える**よ! WEBでも各「提携施設」のページからダウンロードできるし、両面コピーして使ってね!

WEBはこちらから

<https://greenpal.or.jp/>



スマートフォン画面



PC画面



トップページの下の方の「♥提携施設」から見てね!



ココ!!



グリーン・パルの
会員証と一緒に使ってね!

各「提携施設」のページからもダウンロードできます!



WEB 会員証で使えるスマホクーポンも準備中です! 始まる時はお知らせします。詳しくはグリーン・パルだよりとグリーン・パルホームページをチェックしてね!



スポーツクラブ入会特典



1 入会時に
会員証を提示
COUPON
クーポン券を提出

2 特典を受けて
入会する

ダンロップスポーツクラブ仙台

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

入会登録料無料

●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●他のキャンペーン等との併用不可 ●入会時に会員証提示の上本券提出

場所 宮城野区小田原3-1-30
☎ 022-297-0651



セントラルウェルネスクラブ北仙台・
セントラルウェルネスクラブ24仙台南小泉

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

登録手数料無料

●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

☎ 北仙台022-275-8411
南小泉022-788-4777



セントラルフィットネスクラブ24仙
台・24仙台泉中央・24名取南仙台

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

登録手数料無料

●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

☎ 仙台022-266-8855 / 泉022-375-0301
名取022-381-6039



Sports Club Grand Sport グラン・スポール

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

初回月会費・事務手数料 3,410 円⇒無料

●申込時に会員である旨申告 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

☎ エグゼー番町 022-395-5910 / 八幡 022-266-8871 / あすと長町 022-308-7477 / 愛子 022-392-8775



スクール・講座等割引・入会割引クーポン

*割引は申込み時点で申出が
あった場合に限りです



1 申込時に
会員証を提示
COUPON
クーポン券を提出

2 会員料金で
受講する

ダンロップスポーツクラブ仙台 (テニススクール・ゴルフスクール・スイミングスクール)

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

入会登録料無料

●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他のキャンペーン等との併用不可

場所 宮城野区小田原3-1-30
☎ テニス022-297-1722 / ゴルフ022-297-0651 / スイミング022-297-0678



東北福祉大学
仙台元気塾

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

ぷらっとフィットネス 初回お試し無料

●申込時に会員である旨申告 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 宮城野区榴岡2-5-26
仙台東口キャンパス地下1階
☎ 022-742-2886



乗馬クラブクレイン 泉パークタウン

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

乗馬体験 1 回コース (45 分騎乗)
受講料 通常 5,500 円のところ
30% OFF の 3,850 円

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●レンタル保険代 1,860 円別途必要 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 泉区明通1-1-17
☎ 022-342-6342



海岸公園馬術場

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

ショートコース・ロングコース 料金 3 割引き

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 若林区井土字沼向1
☎ 022-349-5038



スキューバカンパニー
ドルフィン

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

PADI オープンウォーター ダイバーコース 会員特別価格

●申込時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 泉区泉中央1-9-4-103
☎ 022-395-8385



Noushin 能伸スクール

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

入会金無料 (会員及び家族)

●申込時に会員である旨申告 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 青葉区東照宮2-6-3-101
☎ 022-718-0543



●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。



スポーツクラブ入会特典



キリドリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



キリドリ線

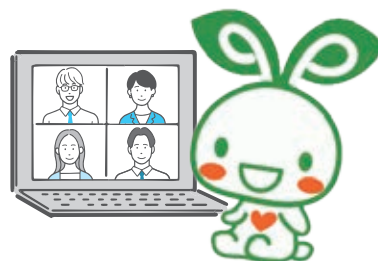


本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



スクール・講座等割引・入会割引クーポン



キリドリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



キリドリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



NSG (有) ネットシナジー 有効期限：令和5年3月31日 受講料 10% 引 ●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 青葉区中央4-8-17 ☎ 050-3655-6274 ご紹介ページ 	個別教室のアップル 家庭教師のアップル 有効期限：令和5年3月31日 授業料初回月 10% 引 ●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 青葉区国分町2-13-21-7F ☎ 0120-26-9841 ご紹介ページ 	ウエック介護学院 有効期限：令和5年3月31日 受講料 10,000 円引 ●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 青葉区一番町1-1-30-5F ☎ 022-263-0844 ご紹介ページ 
長沼静きもの学院仙台校 有効期限：令和5年3月31日 授業料 10% 引 (1人1回、入学時のみ) ●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 青葉区中央3-1-1-6F ☎ 022-714-5040 ご紹介ページ 	河北tbcカルチャーセンター 有効期限：令和5年3月31日 入会金 50% 引 ●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 青葉区中央1-1-1 エスパル本館5F ☎ 022-266-2272 ご紹介ページ 	ROCK ON Music School 有効期限：令和5年3月31日 無料体験レッスン1回 入会金半額 各月謝 10%引 ●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 青葉区本町2-14-11-B1F ☎ 022-797-2778 ご紹介ページ 



人間ドック等割引提携施設

1 **会員証を**  **用意して申込** **COUPON** **クーポン券を提出**

2 **会員料金を**  **受診する**

(医)進興会 せんだい総合健診クリニック 有効期限：令和5年3月31日 日帰りドック・一泊ドック 3,300 円引 ●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●他の割引との併用不可 場所 青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー4F ☎ 022-221-0066 ご紹介ページ 	一番町健診クリニック 有効期限：令和5年3月31日 日帰りドック 3,380 円引・日帰りドック (婦人科込) 3,300 円引・日帰りドック (脳検診プラス) 8,580 円引 ●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●他の割引との併用不可 場所 青葉区一番町4-9-18 TICビル4,5F ☎ 022-217-6678 ご紹介ページ 	(一財)宮城県成人病予防協会 中央診療所 有効期限：令和5年3月31日 日帰りドック各コース 1,100 円引・1泊ドック各コース 5,500 円引 ●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●P.12人間ドック利用助成と併用可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 青葉区中央1-3-1AER12F ☎ 022-375-7113 ご紹介ページ 
(一財)宮城県成人病予防協会附属 仙台循環器病センター 有効期限：令和5年3月31日 日帰りドック各コース 1,100 円引・1泊ドック各コース 5,500 円引 ●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●P.12人間ドック利用助成と併用可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 泉区泉中央1-6-12 ☎ 022-375-7113 ご紹介ページ 	IMS Me-Lifeクリニック仙台 有効期限：令和5年3月31日 日帰りドック 9,900 円引 ●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●他の割引との併用不可 場所 宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル4F ☎ 022-792-5000 ご紹介ページ 	(医)西隆会 厚生仙台クリニック 有効期限：令和5年3月31日 PET がん検診・人間ドック各種 通常料金より 5% 引 ●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●P.12人間ドック利用助成と併用可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 青葉区柏木1-5-45 ☎ 0120-501-799 ご紹介ページ 

●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



人間ドック等割引提携施設



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



旅行商品の割引



1

旅行社で
会員証を提示して申込



COUPON

クーポン券を提出

2

会員料金を
利用する



何回でも
利用可

宮交観光サービス なかよし地球予約センター

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●P.48宿泊利用助成と併用可 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 宮城野区小田原1-2-19
☎ 022-298-7765



名鉄観光サービス (株) 仙台支店予約センター

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●P.48宿泊利用助成と併用可 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 青葉区中央4-10-3-6F
☎ 022-227-3611



東武トップツアーズ(株)仙台支店

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●P.48宿泊利用助成と併用可 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 青葉区中央1-6-18-3F
☎ 022-263-3232



(株)JTB トラベルゲート仙台

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

JR・航空と宿泊のセットプラン
(JTBMystyle) 限定 3% 引
(お支払は現金または JTB 旅カードに限る)

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●P.48宿泊利用助成と併用可 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 青葉区中央3-6-8-1F
☎ 022-264-0922



委託保養所特典

*委託保養所の一覧と利用方法はP50から

1

保養所を
予約



2

グリーン・
パルへ連絡



3

保養所
利用券が届く



4

利用券・会員証・
クーポン券
を提出



P48、49の
宿泊利用・たびゲータ
とは併用不可

SENDAI SUNPLAZA 仙台サンプラザ

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

・シングル 1,000 円引
・ツイン 2,000 円引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 宮城野区榴岡5-11-1
☎ 022-257-3301



仙台ヒルズホテル

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

ウェルカムコーヒー券

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 泉区美沢中山南25-5
☎ 022-719-8711



La楽リゾートホテル グリーングリーン

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

会員本人のみ 1泊2食料金より
10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 青葉区作並字二橋5-12
☎ 022-395-2011



ホテルきよ水

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

コーヒーラウンジ 10%引(割引券)
(年末年始、GW、お盆期間を除く)

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 太白区秋保町湯元字平倉1
☎ 022-397-2555



松島ブナホテル びすとろアバロン

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

現金払限定：
1泊2食料金より 5%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 宮城郡松島町松島字三十刈26-21
☎ 022-354-5777



サカサキ SAKASAKI

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

皆様にお酒または
ジュース 1本サービス

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 石巻市鮎川浜万治下1-7
☎ 0225-45-2515



●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。



旅行商品の割引



キリトリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



委託保養所特典



キリトリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



女川温泉華々美

有効期限：令和5年3月31日

夕食時ワンドリンクサービス

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 社鹿郡女川町浦宿浜字天王130
☎ 0225-53-4188



ハイルザーム栗駒

有効期限：令和5年3月31日

1泊2食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 栗原市栗駒沼倉耕英東50-1
☎ 0228-43-4100



源蔵の湯 鳴子観光ホテル

有効期限：令和5年3月31日

共同浴場「滝の湯」 入浴券プレゼント

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 大崎町鳴子温泉字湯元41
☎ 0229-83-2333



ホテル亀屋

有効期限：令和5年3月31日

共同浴場「滝の湯」 入浴券プレゼント

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 大崎町鳴子温泉字車湯54-6
☎ 0229-83-2211



リゾートパークホテルオニコウベ

有効期限：令和5年3月31日

通常宿泊料金より 2,200円割引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 大崎町鳴子温泉鬼首字大清水26-29
☎ 0229-86-2011



有効期限：令和5年3月31日

夕食時お一人様につき 1ドリンク無料

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原168-83
☎ 0224-34-2299



ペンション陽だまり

有効期限：令和5年3月31日

大人3名様以上でご利用の場合1名様分無料 (GW・お盆・年末年始を除く)

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原168-19
☎ 0224-29-3316



ホテルいづみや

有効期限：令和5年3月31日

1泊2食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 白石市小原字湯元9
☎ 0224-29-2221



有効期限：令和5年3月31日

1泊2食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 八幡平市細野98-92
☎ 0195-72-5613



八幡平ハイツ

有効期限：令和5年3月31日

1泊2食料金より室料の10%引 (年末年始、企画商品を除く)

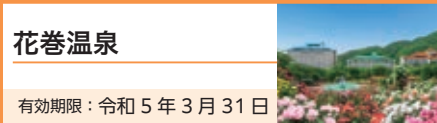
●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 八幡平市松尾寄木1-590-4
☎ 0195-78-2121



有効期限：令和5年3月31日

宿泊1グループにつき、 粗品1個進呈

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 花巻市鉛字西鉛23
☎ 0198-25-2619



有効期限：令和5年3月31日

1泊2食規程料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 花巻市湯本1-125
☎ 0198-37-2111



ホテル王将

有効期限：令和5年3月31日

会員本人のみ 1泊2食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 天童市鎌田本町1-1-14
☎ 023-653-3155



あきた芸術村温泉ゆぽぽ

有効期限：令和5年3月31日

1泊2食規程料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 仙北市田沢湖卒田字早稲田430
☎ 0187-44-3333



有効期限：令和5年3月31日

1泊2食料金より 10%引 (除外日あり)

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 福島市飯坂町北原7
☎ 024-542-1000



有効期限：令和5年3月31日

1泊2食料金より 10%引 (除外日あり)

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 福島市飯坂町湯野字新湯7
☎ 024-542-0800





有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 名様につきビール 1 本または
日本酒（銚子）1 本

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 福島市飯坂町字西掘切13
☎ 024-542-2271



水織音の湯 山水荘

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引
（除外日あり）

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 福島市土湯温泉町字油畑55
☎ 024-595-2141



裏磐梯国民宿舎

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

・1 泊 2 食大人 7,370 円小学生 6,490 円
・オリジナルボールペンプレゼント

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 耶麻郡北塩原村松原字蛇平原山1074
☎ 0241-32-2923



ペンション ラフィア

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 5%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 耶麻郡北塩原村松原字曾原山1096-96
☎ 0241-32-3353



花見屋旅館

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 耶麻郡猪苗代町大字養字沼尻山甲2855
☎ 0242-64-3621



会津アストリアホテル

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 南会津郡南会津町高杖原535
☎ 0241-78-2241



ペンション エンドレス

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 福島県南会津郡南会津町高杖原458
会津高原チロリアンビレッジ内
☎ 0241-78-5138



萩姫の湯 栄楽館

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 郡山市熱海町熱海4-47
☎ 024-984-2135



ペンション シャローム

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 栃木県那須郡那須町高久乙3669-5
☎ 0287-78-6555



有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

特別料金で
部屋のグレードアップ

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 栃木県那須郡那須町湯本203
☎ 0287-76-3800



東京ベイ舞浜ホテル

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

添い寝 0 ~ 3 歳朝食無料・添い寝 4 ~ 6 歳
朝食 1,200 円（いずれも対象外プランあり）

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 千葉県浦安市舞浜 1-34
☎ 047-355-1222



シャトレゼホテル石和

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 500 円引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 山梨県笛吹市石和町松本348-1
☎ 055-262-3755



ペンション ころぼっくす

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 長野市戸隠豊岡10044-10
☎ 026-254-3148



ピュアモール ミモザ

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
場所 長野県北安曇郡白馬村北城14718-209
☎ 0261-72-6085



ホテルグリーンチェーン仙台

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊素泊り料金より 5%引
（除外日・対象外プランあり）

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です



・東急ホテルズ
・ルートインホテルズ
・HMI ホテルグループ
の特典は P56 へ！



かんぽの宿

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1 泊 2 食料金より 500 円引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり



レジャー施設の割引



1

利用時に
会員証を提示



COUPON

クーポン券を提出

2

特典を受けて
利用する



ベニーランド

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

入園料・フリーパス 100 円引
(同行者 5 名まで・除外日あり)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 太白区長町越路19-1
☎ 022-229-1603

ご紹介ページ

仙台うみの杜水族館

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

小学生以上・一般料金より 200 円引 4 歳～小学校入学前・一般料金より 100 円引(同行者 5 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 宮城野区中野4-6
☎ 022-355-2222

ご紹介ページ

秋保森林スポーツ公園

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

①施設使用料・用具料金 一般料金より 10%引
②入園料 一般料金の半額 (同行者 4 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 太白区秋保町湯元字青木33-1
☎ 022-398-2345

ご紹介ページ

ホテル華乃湯 (日帰り入浴)

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

日帰り入浴入館料
一般料金より 100 円引(同行者 5 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●一部除外日あり(要問合せ)

場所 太白区秋保町湯元字除33-1
☎ 022-397-3141

ご紹介ページ

**タイトーステーション
仙台ベガロポリス店ボウルグルーバース**

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

ボウリング特別料金 通常料金より平日 100 円引・土日祝 50 円引 (同行者 6 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●貸靴代370円は特別料金対象外

場所 太白区西多賀5-24-1ベガロポリス内
☎ 0120-307-355

ご紹介ページ

アイスリンク仙台

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

滑走料 一般料金より 200 円引
(同行者 4 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●貸靴代別途500円

場所 泉区高玉9-2
☎ 022-371-0601

ご紹介ページ

宮城ゴルフガーデン

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

IC カード 1,000 円～ 5,000 円チャージ
につき 10%増し (会員のみのみ)

●会員証はICカード作成時および毎年4月に提示 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 青葉区吉成台2-24-25
☎ 022-278-2035

ご紹介ページ

杜の公園ゴルフクラブ

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

プレー料金 (1R4B セルフ) 火曜日除く平日・土日祝 全日 500 円引 (同行者 3 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●季節料金が上記を下回る場合は季節料金を適用

場所 柴田郡川崎町大字倉字中釜山18-3
☎ 0224-84-5100

ご紹介ページ

丸文松島汽船株式会社

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

芭蕉コース・政宗コース 大人・中高大生 150 円引 小人 70 円引 (同行者 6 名まで)

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 塩釜市港町1-4-1松島町松島字町内98-1
☎ 022-365-3611
022-354-3453

ご紹介ページ

松島島巡り観光船
Matsushima shima-meguri

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

定期観光遊覧船仁王丸 (松島発着) 中学生以上 150 円引 小人 100 円引 (同行者 10 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●臨時休館あり

場所 宮城県松島町松島字町内85
☎ 022-354-2233

ご紹介ページ

伊達政宗歴史館

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

入館料 100 円引
(同行者 5 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 松島町松島字普賢堂13-13
☎ 022-354-4131

ご紹介ページ

藤田喬平ガラス美術館

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

入館料 100 円引
(同行者 5 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●臨時休館あり

場所 松島町高城字浜1-4
☎ 022-353-3322

ご紹介ページ

宮城県 松島離宮

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

1day パスポート 50 円割引
(同行者 5 名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●臨時休館あり

場所 宮城県松島町松島字浪打浜18
☎ 022-355-0330

ご紹介ページ

石森美術館
MANGARTAN MUSEUM

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

観覧料金 2 割引
(同行者 5 名まで)

●利用時に会員証をご提示ください ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 石巻市中瀬2-7
☎ 0225-96-5055

ご紹介ページ

●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。



レジャー施設の割引



キリドリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

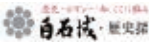
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 入館料 1 割引（同行者 4 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 天守閣・ミュージアム：白石市益岡町1-16 武家屋敷：白石市益岡町5-40 ☎ 0224-24-3030 ご紹介ページ 	キリトリ線 ✂ スパッシュランドしろいし 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 全館利用料金 1 割引（同行者 5 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●宿泊は割引対象外 ●別途料金でプールのみ・岩盤浴のみの利用も可能 場所 白石市小原字西川久保18 ☎ 0224-29-2326 ご紹介ページ 	鬼首吹上高原キャンプ場 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 キャンプ場利用料金 10%引（同行者 6 名まで・連泊も可能） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23-89 ☎ 0229-86-2493 ご紹介ページ 
すば鬼首の湯 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 利用料金 大人 100 円引 小人 50 円引（同行者 6 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23-89 ☎ 0229-86-2493 ご紹介ページ 	ハイルザーム栗駒 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 温泉・温泉プール 100 円引（同行者 2 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 栗原市栗駒沼倉耕英東50-1 ☎ 0228-43-4100 ご紹介ページ 	みやぎ蔵王白石スキー場 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 リフト 1 日券大人 700 円引（同行者 1 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 白石市福岡八宮字不忘山 ☎ 0224-24-8111 ご紹介ページ 
 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 スキーシーズン以外： Gondola 往復 10%引 スキーシーズン： 5 時間・1 日券（大人 / 大学・高校・専門生 / シニア） 10%引（同行者 5 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 蔵王町遠刈田温泉倉石岳国有林内 ☎ 0224-34-4001 ご紹介ページ 	夏油高原温泉 兎森の湯 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 入館料 10%引き（同行者 4 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 岩手県北上市和賀町石崎新田（夏油高原スキー場内） ☎ 0197-65-9000 ご紹介ページ 	 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 平日限定ワンデーパック大人 500 円引 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 岩手県岩手郡雫石町網張温泉 ☎ 019-693-2211 ご紹介ページ 
雫石スキー場 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 特別料金（詳しくは直接スキー場へ）（同行者 4 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 岩手県岩手郡雫石町高倉温泉 ☎ 019-693-1111 ご紹介ページ 	雫石ゴルフ場 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 特別料金（詳しくは直接ゴルフ場へ）（同行者 3 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 岩手県岩手郡雫石町高倉温泉 ☎ 019-693-1111 ご紹介ページ 	 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 入園料 10%引（同行者 5 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 二本松市沢松倉1 ☎ 0243-24-2336 ご紹介ページ 
 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 入園料 10%引（同行者 5 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 一関市藤沢町黄海字山谷121-2 ☎ 0191-63-5660 ご紹介ページ 	 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 入園料 10%引（同行者 5 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です 場所 栃木県那須郡那須町大字高久乙3523 ☎ 0287-78-0838 ご紹介ページ 	 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 入園料 100 円引（同行者 5 名まで） ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 栃木県那須郡那須町高久甲6146 ☎ 0287-63-8855 ご紹介ページ 
 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 宿泊料金会員特別料金 更に宿泊特典として那須ハイランドパーク・りんどう湖ファミリー牧場入場無料（同行者 5 名まで） ←専用ホームページよりご予約ください 場所 栃木県那須郡那須町大字高久乙3375 ☎ 0287-78-1164 ご紹介ページ 	スカイブルー八方尾根パラグライダースクール 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 1,000 円引 ●予約時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 長野県北安曇郡白馬村八方3901 ☎ 0261-72-7013 ご紹介ページ 	いわき藤間温泉ホテル湊 有効期限：令和 5 年 3 月 31 日 1 泊 2 食料金より 500 円引（同行者 3 名まで） ●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり 場所 いわき市平藤間字柴崎60 ☎ 0246-39-2670 ご紹介ページ 

お買い物・サービス優待割引



1 利用時に
会員証を提示

COUPON
クーポン券を提出

2 特典を受けて
利用する

引越 し

サンユー

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

運送料金
3・4・8 月 10%引 それ以外 20%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 若林区卸町4-5-21
☎ 022-284-1321

[ご紹介ページ](#)

不動産仲介

平和住宅
の 情報センター

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

仲介手数料 10 ~ 20%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

☎ 黒松駅前本店：022-234-6011
仙台駅前店：022-723-3311
仙台駅東口店：022-299-1124
国分町店：022-263-7998

[ご紹介ページ](#)

理 容

BarBar Feel...@id

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

カット・パーマ・カラー 10%引
(3,000 円以下除く)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 泉区南光台1-8-5
☎ 022-718-2725

[ご紹介ページ](#)

紳 士 服

荒木洋服店

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

仮縫付オーダースーツ・オーダーワイシャツ会員特別料金

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 青葉区桜ヶ丘3-12-10
☎ 022-707-1385
090-7566-4129

[ご紹介ページ](#)

呉 服

きもの、老舗にしむら

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

呉服一般・小物類 5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●現金支払いのみ割引適用 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 青葉区中央2-6-11
☎ 022-261-5291

[ご紹介ページ](#)

和装小物・履物

林屋

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

5 ~ 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 青葉区中央2-6-6
☎ 022-222-4430

[ご紹介ページ](#)

電 気 製 品

坂本商会

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

5 ~ 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 青葉区立町22-11
☎ 022-225-1146

[ご紹介ページ](#)

電 気 製 品

(同)坂上電気

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

店頭品 5 ~ 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です

場所 泉区南光台5-24-20
☎ 022-273-0664

[ご紹介ページ](#)

メ ガ ネ

信頼 & 安心
大坂本の相沢

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

眼鏡・サングラス
現金 10% カード 5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●特価品及び商品券発売は除く ●割引率は目安です ●他の優待・割引等との併用不可

場所 県内各店舗で使用可

[ご紹介ページ](#)

メ ガ ネ

眼鏡市場
MEGANE ICHIBA

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

眼鏡・サングラス・コンタクト
レンズ 店頭価格より 5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用不可 ●補聴器・備品を除く

場所 県内各店舗で使用可

[ご紹介ページ](#)

時計・貴金属

三原本店

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

時計・宝飾
現金 15% カード 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●除外品あり ●割引率は目安です

場所 青葉区一番町3-5-24
☎ 022-224-0010

[ご紹介ページ](#)

時計・貴金属

大井ジュエリー

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

宝飾
現金 15% カード 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●一部除外品あり ●割引率は目安です

場所 青葉区一番町3-10-21
☎ 022-261-0101

[ご紹介ページ](#)

時計・貴金属

キクチ宝飾

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

宝飾品全般 現金 15 ~ 30% カード 5 ~ 15%引/処分セール 20 ~ 60%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●金、プラチナ、地金製品は除く

場所 泉区鶴が丘3-13-3
☎ 090-9744-3100

[ご紹介ページ](#)

自転車・バイク

モーターサイクルフルハウス

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

オートバイ・電動アシスト自転車・自転車 3 ~ 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●一部機種を除く ●カード決済は割引対象外 ●割引率は目安です

場所 太白区柳生4-3-12-102
☎ 022-306-7450

[ご紹介ページ](#)

自転車・バイク

ハヤサカサイクル

有効期限：令和 5 年 3 月 31 日

自転車・オートバイ (50 ~ 125cc)
表示価格より 3% 各用・洋品 5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●一部商品を除く ●オートバイのみカード決済を除く ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり

場所 上杉本店・仙台中央店・大手町店・八幡町店・旭ヶ丘店・泉ハイバス店・モータースポーツ大手町店

[ご紹介ページ](#)



お買い物・サービス優待割引



キリドリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-214-1373



ミシン



総合ミシン

有効期限：令和5年3月31日

ミシン本体店頭販売価格から5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●他品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 泉区南光台東1-39-1
☎ 022-251-7001

ご紹介ページ



風呂・ガス器具

タゼン



有効期限：令和5年3月31日

ガス・石油風呂釜・ガス・石油ボイラー・流し台・洗面化粧台 15～20%引 暖房機 15%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●特
●他品は除く ●割引率は目安です ●他の
●優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 市内各店舗で使用可

ご紹介ページ



風呂・ガス器具



仙台ガスサービス株式会社

有効期限：令和5年3月31日

各種商品 25～30%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●セール品、特価
●品、部材、取付料および部品代を除く ●他の優待・割
●引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です
☎ 幸町本社：022-792-6611
ガス局ショールーム ガスサロン内
サービスカウンター：022-264-3240

ご紹介ページ



塗装工事



髯ヤアサキ

有効期限：令和5年3月31日

塗装・吹付工事
見積金額の10～20%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 太白区緑ヶ丘4-29-1
☎ 022-249-1529

ご紹介ページ



屋根工事



サミー工業

有効期限：令和5年3月31日

屋根・雨樋・外装工事
見積金額の10～15%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 泉区市名坂字南前79
☎ 022-372-5456

ご紹介ページ



家屋解体



髯仙ガリサイクルセンター

有効期限：令和5年3月31日

見積金額の5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 泉区根白石福沢後1-1-1F
☎ 022-278-3196

ご紹介ページ



リフォーム

SRC建設(株)



有効期限：令和5年3月31日

リフォーム工事・外構工事・ガ
レージ工事等 見積金額の5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 泉区根白石福沢後1-1-4F
☎ 022-341-1223

ご紹介ページ



自動車学校



宮交自動車学校

有効期限：令和5年3月31日

基本教習料金から10%引

●申込時に会員証提示の上本券提出 ●他
●の優待・割引等との併用ができない場合
●あり ●普通自動車免許、自動二輪免許
●(大型、普通、小型限定)
場所 太白区長嶺4-1
☎ 022-248-3850

ご紹介ページ



マッサージ

ビューティーアンドハーモニー



有効期限：令和5年3月31日

リンパマッサージ全身40分コースチケット
月4回使い切り11000円(通常価格 1回5500円)
ハーピーサービス

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり
場所 青葉区一番町3-5-24-401
☎ 022-222-5528

ご紹介ページ



エステ

山野愛子どろんこ美容
クレスティサロン仙台店



有効期限：令和5年3月31日

美顔施術 20% (ただし3ヶ月のみ)
商品 20%引

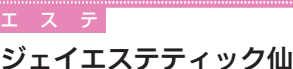
●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 青葉区五橋1-1-58-321
☎ 022-224-2224

ご紹介ページ



エステ

ジェイエスティック仙台店



有効期限：令和5年3月31日

ワキ 330円

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他
●の優待・割引等との併用ができない場合
●あり
場所 青葉区一番町3-6-1-302
☎ 022-265-7791

ご紹介ページ



エステ

ケセラセラ～Beauty & Miracle～



有効期限：令和5年3月31日

全トライアルメニュー 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 青葉区本町1-14-17-6F
☎ 022-796-7548

ご紹介ページ



カイロ

健やかカイロプラクティック
南小泉院



有効期限：令和5年3月31日

施術料金 1回目2750円 2・3回目
3000円(通常料金 1回5,500円)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 若林区遠見塚2-4-6-101
☎ 022-282-7580

ご紹介ページ



整体

おいかわ整体



有効期限：令和5年3月31日

初診費無料

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他
●の優待・割引等との併用ができない場合
●あり ●治療費は割引対象外
場所 長町南院：太白区長町南4-16-2
中倉院：若林区中倉1-24-1
☎ 022-308-5641/022-239-4450

ご紹介ページ



事務用品・PC文具

松本事務機



有効期限：令和5年3月31日

10～40%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 宮城野区幸町2-11-23
☎ 022-299-8181

ご紹介ページ



事務用品・PC文具

再生オフィス家具
OFFICE GARAGE



有効期限：令和5年3月31日

店頭価格より10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 泉区市名坂字原田89-1
☎ 022-772-3373

ご紹介ページ



食品

ごまチョリかりんとう(極薄板かりんとう)
1500円以上のギフト購入で10%引



有効期限：令和5年3月31日

ごまチョリかりんとう(極薄板かりんとう)
1500円以上のギフト購入で10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
●外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 若林区連坊1-5-23
☎ 022-792-8788

ご紹介ページ



研修室

JC-21教育センター



有効期限：令和5年3月31日

パソコン研修室利用料 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●割引
●率は目安です ●利用時に会員証提示の上
●本券提出 ●他の優待・割引等との併用が
●できない場合あり
場所 青葉区花京院1-3-1
☎ 022-222-6696

ご紹介ページ



●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

37

仕出し・生花

仙台ローズガーデン

有効期限：令和5年3月31日

生花 入学式・卒業式用生花など 10%引
仕出し弁当・オードブルなど 8%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり ●割引率は目安です
場所 泉区北中山4-26-18
☎ 022-376-1187

ご紹介ページ

飲食

ROYAL PARK HOTEL 仙台ロイヤルパークホテル

有効期限：令和5年3月31日

ランチ・ディナー：コースメニュー
5%引(会員及び同伴者2名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除
外品あり ●他の優待・割引等との併用不
可 ●割引率は目安です
場所 泉区寺岡6-2-1
☎ 022-377-2111

ご紹介ページ

飲食

伊豆沼農産

有効期限：令和5年3月31日

レストラン：デザート(ジェラート) 50円引
直売所：豚まん、ジェラート、ソフトクリーム 各50円引

●会計時に会員証提示の上本券提出 ●除
外品あり ●他の優待・割引等との併用が
できない場合あり
場所 登米市迫町新田字前泊149-7
☎ 0220-28-2986

ご紹介ページ

飲食

山元いちご農園 Berry Very Labo

有効期限：令和5年3月31日

食事された方に
コーヒー1杯サービス

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他
の優待・割引等との併用ができない場合
あり
場所 亶理郡山元町山寺字稲実60
☎ 0223-37-4356

ご紹介ページ

結婚式場

ホテル白萩 HOTEL SHIRAHAGI

有効期限：令和5年3月31日

特別婚禮プラン「エターナル」 挙式(礼装・写真など含)10万
円引・追加写真・追加着付料・引出物10%引・追加衣装50%引・
演出料(音響・照明設備使用料)サービス・カラオケ・宴席料・
付添料・控室料サービス・新郎新婦当日宿泊サービス(朝食付き)

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 青葉区錦町2-2-19
☎ 022-265-3411

ご紹介ページ

婚活

ツヴァイ仙台

有効期限：令和5年3月31日

入会初期費用11000円OFF

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 青葉区本町1-1-1-12F
☎ 022-722-2820

ご紹介ページ

婚活

オーネット 仙台支社

有効期限：令和5年3月31日

プレミアムプラン入会金
11000円引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●他の優
待・割引等との併用ができない場合あり
場所 青葉区中央2-9-27-14F
☎ 050-5840-2223/0120-13-5029

ご紹介ページ

婚活

Lumiere Ambre ルミエールアンブレ

有効期限：令和5年3月31日

入会金・お見合い料 無料
ご成婚料20%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 若林区卸町2-9-1 インティラック東北
ダイバージョンセンター内
☎ 080-3190-6589

ご紹介ページ

葬儀社

渡源葬儀社

有効期限：令和5年3月31日

自宅祭壇料・生花10%引
会館祭壇料15%引 仏壇20%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 家族葬ホールハート長町渡瀬・ぶつだんの渡瀬：太白区長町1-2-5
あすと青場渡瀬：太白区あすと長町3-9-20
☎ 0120-46-4445

ご紹介ページ

葬儀社

フォーラル&セレモニー くさかや

有効期限：令和5年3月31日

自宅葬祭壇料・会館葬セット価格20%引
生花・仏具・仏壇10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 くさかや・ベルホール南鍛冶町：若林区南鍛冶町
139/ベルホール西多賀：太白区西多賀4-10-20
☎ 0120-84-0770

ご紹介ページ

葬儀社

仙台葬祭 飯坂屋

有効期限：令和5年3月31日

祭壇料10%引 仏壇30~50%引
仏具10~20%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 若林区南材木町45
☎ 022-222-6263

ご紹介ページ

葬儀社

花さいだん

有効期限：令和5年3月31日

自宅葬・会館葬セット価格
仏壇仏具・生花10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 中山宮町台原豊子桜ヶ丘長命ヶ丘北中山川平
☎ 0120-873-910

ご紹介ページ

葬儀社

メモリアルサトー

有効期限：令和5年3月31日

自宅・会館葬セット価格・仏具
10~20%引 仏壇20~30%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 若林区河原町1-5-36
☎ 0120-310-579

ご紹介ページ

葬儀社

メモリアル愛敬

有効期限：令和5年3月31日

35万円プランから5~10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 青葉区郷六字館39-1
☎ 0120-129-465

ご紹介ページ

葬儀社

清月記

有効期限：令和5年3月31日

自宅・会館葬セット価格10%引
仏具・生花・花環10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 清月記各店舗 仙台迎賓館斎苑 家族
葬ホール斎苑
☎ 0800-888-5777

ご紹介ページ

葬儀社

株式会社 ぐんきや

有効期限：令和5年3月31日

葬儀料セット価格最大20%引
生花・花環・仏壇・仏具・神具10%引
墓石 特別優待(お問い合わせ下さい)

●申込時に会員証提示の上本券提出 ●セール品・特価品を除く
●割引率は目安です ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり
場所 ぐんきや塩釜本社・セレモニア各会館・家族葬
邸宅duieR「デュエ」各館・お仏壇・お墓のぐん
きや各店・ギャラリメモリア各店・現代仏壇
ギャラリ高砂店・終活プラザ
☎ 0120-365-554

ご紹介ページ

墓地

みやぎ霊園

有効期限：令和5年3月31日

管理料申込時~翌々年3月まで
無料

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 青葉区郷六字大森2-1
☎ 022-226-2440

ご紹介ページ

ペット葬儀

天国への扉 ペットメモリアル仙台

有効期限：令和5年3月31日

各プラン税込金額より
1000円引

●申込時に会員であることを申告 ●利用
時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない
場合あり
場所 泉区泉中央3-29-2
☎ 022-707-1287

ご紹介ページ

●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

39



協定施設割引券

全福センターサービスの施設でご利用ください。

- ①下記の協定施設割引券を切り取り、またはコピーしてご利用ください。
(全福センターホームページからも印刷可能です。)
- ②利用の際は、グリーン・パル会員番号、会員名をご記入ください。
- ③注意書きをお読みください。

キリトリ線 ✂

一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券
一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券
一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券
一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)  所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名： 協定施設割引券





全福センタースコット「ふくちゃん」

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。

表記の方は当団体の会員であり、当団体は（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の会員であることを証明します。

- 1 本券を提出（または提示）で割引協定施設等（例外を除く）を所定の割引料金で利用できます。
- 2 本券の利用に係わる確認等については、表記の所属団体または（一社）全国中小企業勤労 福祉サービスセンター（☎03-3433-2948）までお問い合わせください。



全福センター提供サービスのごあんない

グリーン・パル会員 = 全福センター会員です。

グリーン・パルが加入している全国組織である（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の各種サービスは、手続きなしでグリーン・パル会員すべての方にご利用いただけます。会員様から2親等以内の方まで、施設によっては同伴者もOKですのでお孫さんやご兄弟も、ぜひご利用ください。



全福センター会員のマークです。



全福センターサービスを使うには

①全福センター HPにアクセス
<https://www.zenpuku.or.jp/>



②IDとパスワードを入れてログインしてください。

ログインID：**th** パスワード：**zenpuku**

【重要】上記のID・パスワードは定められた範囲内で利用し、第三者への開示を禁止します。



▲ネットは苦手…という方には、ガイドブック（数量限定）もありますのでグリーン・パルへご連絡ください。

サービス内容のご紹介（下記は一例です）

●スクール・資格

施設	内 容	割 引 率	利用方法
LEC東京リーガルマインド LECコールセンター ☎0570-064-464 https://www.lec-jp.com	宅建、税理士、社会保険労務士などの資格取得講座	各種割引適用後 LEC通学／通信講座5%割引	WEBからのお申込み LEC E学習センター（オンラインショップ）の支払方法選択画面でeクーポン番号を入力し、「eクーポンを適用する」をクリックしてください。 通常割引 5% OFFクーポン [XP60876Y23900] 司法試験・司法書士・弁理士 5% OFFクーポン [XP61951Y37255] 電話でのお申込み LECコールセンターに「法人提携割引」利用の旨と、法人名および「eクーポンコード」をお伝えください。
がくぶん ☎0120-602-902 https://www.gakubun.net/pc/000000003/	新しいことを始めたい、自分を磨きたいと思ったら、通信講座の始めどき。	全講座通常受講料の20%割引 【利用資格】会員及びその家族	資料請求は必ずお電話にて、オペレーターに「X888-01」係と「仙台ひと・まち交流財団グリーン・パル」会員である旨をお伝えください。
ユーキャン http://u-can.zenpuku.or.jp/	キャリアアップに！自分磨きに！ 趣味に資格に充実した通信教育	通常価格より15%支援価格 【利用資格】会員及びその家族	グリーン・パルホームページユーキャン通信講座バナーをクリックしてお申込みください。 ※システム利用料別途 受講料5万円未満の場合：300円 受講料5万円以上の場合：500円
ホームメイドクッキング ☎03-3537-0804 https://www.homemade.co.jp/	パン、ケーキ、ホームクッキングなどの料理講座、シュガーークラフトなどの工芸講座	・入会金5,500円（税込）⇒無料 ・1,500ポイント（1,500円相当）プレゼント ・クッキングパーティ（入会金不要） 一人4,800円が10%割引	チケット制、チケット制以外のコース：入会申込手続きの際に、全福センター会員であることを教室受付にお伝えください。 グループレッスン：左記問い合わせ先もしくは各教室まで、全福センター会員であることを伝え、お問い合わせください。



●買い物・生活

1

利用時に
会員証を提示



2

特典を受けて
利用する



品目	店 名	内 容・利用方法
レンタカー	タイムズカーレンタル 予約センター ☎ 0120-63-5656 受付時間 平日8:00~20:00 土日祝・年末年始(12/31~1/3) 9:00~17:45	●一般料金より 18~最大30%引 ●利用日時、車種、場所を決めて、全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) から「くらし」→「カーライフ」と進み、会員専用サイトから予約 または予約センターに電話で「全福センター」の会員であることをお申し出のうえ、予約してください。
	ニッポンレンタカー (ワンデイスキップ)	●一般料金より 17~最大55%引 ●全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) から「くらし」→「カーライフ」と進み、会員専用サイトから予約してください。
	オリックスレンタカー	●一般料金より 最大50%引 ●全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) から「くらし」→「カーライフ」と進み、会員専用サイトから予約してください。
洋服	洋服の青山	●AOYAMAタイアップカードご入会で割引後価格より 10%引 (入会金・年会費無料)
	THE SUIT COMPANY	●THE SUIT COMPANYメンバーズカードご入会で割引後価格より 10%引 (入会金・年会費無料)
飲料	社販マーケット	●有名メーカーのドリンクなどが最大半額以下! 全国送料無料(沖縄県除く)・代引手数料も無料です。 ●全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) にログインして社販マーケットのバナーをクリック、全福センター会員専用エンターコードを入力します。
引越し	アート引越センター ☎ 0120-0123-33 http://www.the0123.com/	●基本料金(人件費+車輦費)の 25%引 (3/15~4/10を除く) ●「全福センター会員」である旨を伝え、申込みます。
	サカイ引越センター ☎ 0120-244-413	●基本料金の 20%引 ●「全福センター会員」である旨を伝え、申込みます。
家事代行・お掃除	おそうじ本舗 (ハウスクリーニング)	●見積金額より 10%引 ●TEL: 0120-032-122に「全福センター会員」と伝え、見積もり時に全福センターマークのある会員証(または協定施設割引券)を担当者までご提示下さい。 ●Web: 全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) から「くらし」→「家事代行」と進み、法人専用HPより、「zenpuku」とご入力下さい。
	おそうじ革命	●公式HP記載の価格より 10%引 ●TEL: 0120-54-722または公式HP www.osoujikakumei.jp/alliance のカスタマーセンターに連絡。 TEL: 全福センターホームページまたは全福ネットガイドブック、加盟団体の会報等とお答えください。 WEB: お問い合わせフォームに「ご紹介サービス名(会社名)」を入れる項目がありますので「全福センター」とご入力下さい。

●レジャー施設

1

利用時に
会員証を提示



協定施設割引券

P.41の協定施設割引券を提出

2

特典を受けて
利用する



レジャー施設名	特 典	利用方法
横浜・八景島シーパラダイス 神奈川県横浜市金沢区八景島 ☎045-788-8888	●アクアリゾートパス（水族館4施設パス） 大 人（高校生以上） 2,600円（一般料金 3,000円） 小・中学生 1,500円（一般料金 1,800円） 幼 児（4歳以上） 700円（一般料金 900円） シ ニ ア（65歳以上） 2,150円（一般料金 2,500円） ●ワンデーパス（アクアリゾートパス+プレジャーランドパス*）※アトラクションパス 大 人（高校生以上） 4,700円（一般料金 5,500円） 小・中学生 3,300円（一般料金 3,900円） 幼 児（4歳以上） 1,900円（一般料金 2,200円） シ ニ ア（65歳以上） 3,300円（一般料金 3,900円） ※12/1～2/28は冬期料金になり、価格が上記と異なります。	協定施設 割引券 1枚で 5名まで
サンリオピューロランド 東京都多摩市落合1-31 ☎042-339-1111 （ゲストセンター） 9：30～17：00 休館日を除く	●デイパスポート 200円引 ※割引券をプリントアウトして窓口にご持参下さい。 1枚で5名様までご利用いただけます。 サンリオピューロランドのHP(https://www.puroland.jp)を 下までスクロール→法人・学校のお客様→4つある右上の福利厚生を クリック→専用ID：kitty750を入力→割引券をプリントアウト	
富士急ハイランド 山梨県富士吉田市新西原5-6-1 ☎0555-23-2111	●フリーパス 大 人 6,000円（一般料金 6,200円） 中 学 生 5,500円（一般料金 5,700円） 小 学 生 4,300円（一般料金 4,500円） 幼児・シニア 2,000円（一般料金 2,100円） *割引券を下記サイトよりプリントアウトして窓口にお出しください。 https://www.fujiky-concierge.com/club/（ID：zenpuku / パスワード：2295）	
ともいきの国 伊勢忍者キングダム 三重県伊勢市二見町三津1201-1 ☎0596-43-2300	●入国手形 大 人 4,100円（一般料金 4,900円） 中 高 生 2,900円（一般料金 3,500円） 小 学 生 2,500円（一般料金 3,000円）	協定施設 割引券 1枚で 7名まで
東映太秦映画村 京都府京都市右京区太秦東蜂岡町10 ナビダイヤル ☎0570-064-349 http://www.toei-eigamura.com	●入村料 大人（18歳以上） 2,200円（一般料金 2,400円） 中・高 校 生 1,300円（一般料金 1,400円） 3 歳 以 上 1,100円（一般料金 1,200円）	協定施設 割引券 1枚で 1家族 または 5名まで
那須ハイランドパーク 栃木県那須郡那須町大字高久乙3375 ☎0287-78-1150	●入園料 大人（中学生以上） 1,000円（一般料金 1,600円） 小人（3歳～小学生） 500円（一般料金 800円） シニア（65歳以上） 500円（一般料金 800円） 3歳未満は無料 ●ファンタジーパスセット（入園+乗り放題） 大人（中学生以上） 4,600円（一般料金 5,600円） 小人（3歳～小学生） 3,100円（一般料金 3,900円） シニア（65歳以上） 3,100円（一般料金 3,900円） 3歳未満は無料 ※他の割引との併用不可、季節により休園日あり	協定施設 割引券 1グループ ご利用可



レジャー施設名	特 典	利用方法
EDO WONDER LAND 日光江戸村 栃木県日光市柄倉470-2 ☎0288-77-1777	●通行手形（フリーパス） 大 人 4,100円 （一般料金 4,800円） 子 供 2,100円 （一般料金 2,500円） ●通行手形（フリーパス）14時以降（冬期12/1～3/19は13時以降） 大 人 3,600円 （一般料金 4,100円） 子 供 2,000円 （一般料金 2,100円）	 1枚で 7名まで
スポーツクラブルネサンス 仙台泉中央24・仙台長町南24・ 仙台宮町24・仙台南光台24 他	●全国約100店舗とオンラインライブストリームが法人特別料金でご利用いただけます。詳しくは会員専用ページ https://hpmgt.s-re.jp/840010858276 を御覧ください。	

●旅行商品の割引

旅行社	割引適用商品・条件	割引率	適用範囲	利用方法
ジャルパック	JAL海外ダイナミックパッケージ	1%	会員及び 家族、同伴者	全福センターホームページから お申し込み レジャー・トラベル →旅行代理店
	JALダイナミックパッケージ（国内）	1%		
	海外パッケージツアー（JALパック）	3%		
	海外パッケージツアー（JMBツアー）	1%		
日本旅行	赤い風船（国内）・BEST（海外）	3%	会員及び 2親等以内の 家族	ご利用可能な店舗は(株)日本旅行 リテイリングの各営業所やオンラ インからのお申込みとなります。 詳しくは https://www.ntar.co.jp/ からご確認ください。
	マッハ（海外）	5%		

* (株)JTB、東武トップツアーズの全国での優待割引については、全福センターホームページをご覧ください。
 (<https://www.zenpuku.or.jp/>)

旅行社	電 話 番 号	割 引 特 典
エイチ・アイ・エス ベネフィットデスク	<専用予約センター> ご予約はベネフィットデスクまで 海外旅行 050-5894-3823 国内旅行 050-5894-3824 ※全福センターホームページからも ご予約できます。	<商品額に応じ、下記の割引特典があります。> ・5～20万円未満…旅行代金より2,000円引 ・20万円以上…旅行代金より3,000円引 （正規運賃の航空券・限定ツアーなど一部除外商品あり） ※適用範囲：会員及び同行する2親等以内の家族

利用方法

「エイチ・アイ・エスベネフィットセクション全福センター会員専用ホームページ」で旅行商品を検索します。

①全福センターホームページ (<https://www.zenpuku.or.jp/>) にログインしてください。

ログインID：th パスワード：zenpuku

②全福センターホームページの「エイチ・アイ・エス」の記載内容から、「エイチ・アイ・エス全福センター会員専用ホームページ」にアクセスしてください。

（全福センタートップページ→「レジャー・トラベル」→「旅行代理店」→「エイチ・アイ・エス」→下部「リンク先」より）

③旅行商品が決まりましたら、専用予約センターに連絡してください。

注）割引特典の適用は上記予約センターで予約（TELまたはWEB）した場合のみ可能となります（一般店舗では割引特典は適用になりません）。必ず「エイチ・アイ・エス全福センター会員専用ホームページ」の中から旅行商品を選び、専用予約センターに予約を行ってください。割引特典については、一部除外商品があります。ご予約時にお問い合わせください。

●四季倶楽部

会員専用ダイヤル03-5695-2500に「全福センター会員です」と伝えて

土日祝でも 1泊5,500円、朝食550円、夕食2,750円

1泊2食付8,800円

グリーン・パル会員の方は、こくみん共済 coop 〈全労済〉のSFサービスを利用することができます。

こくみん共済 coop 〈全労済〉のSFサービスクーポン券利用により、ホテル・レジャー・ショッピング・レンタルなどの幅広いサービスが特別割引料金でご利用いただけます。ご予約の際、必ず「SFサービスクーポン」利用の旨を申告してください。

SFサービスクーポン券は、こくみん共済 coop 〈全労済〉ホームページの組合員専用ページ (<https://www.zenrosai.coop/ss/member/login.php>) にアクセス後、組合員番号「00101」と都道府県「宮城県」を指定し、以下の方法で発券できます。インターネットをご利用になれない方にはクーポン券を差しあげます。

詳しくはこくみん共済 coop 〈全労済〉宮城推進本部 (☎022-265-6071) へお問い合わせください。

サービスのしくみ

セイフティ・ファミリーサービスは、こくみん共済 coop 〈全労済〉の組合員専用のサービスです。

STEP 1 「組合員専用ページ」にアクセス

STEP 2 組合員特典ページよりサービス提携店を検索

STEP 3 ご利用されるサービスを選択

STEP 4-1 「SF クーポン」
お手持の
パソコンで
発券・プリント

STEP 4-2 携帯電話へ
「SF クーポン」
情報を転送
※未対応の提携店は除く

STEP 5 発券いただいたクーポンを提携店にお持ちください。
割引サービスを受けることができます（割引率は、提携店によって異なります）。

「SFサービス検索画面」



利用可能なサービス例

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|----------|
| ・ 紳士服 | ・ チェーンホテル | ・ トランクルーム | ・ ゴルフ |
| ・ めがね | ・ 旅館 | ・ ハウスクリーニング | ・ 乗馬 |
| ・ 雑誌購読 | ・ 民宿 | ・ 引越し | ・ 自動車学校 |
| ・ グルメカード | ・ ペンション | ・ 各種レンタル | ・ 会議室 |
| ・ 防災用品 | ・ 住宅、不動産 | ・ レンタカー | ・ 葬儀社 など |





オトクに出かける

宿泊利用助成

(旅行社を通して宿泊する場合 *交通手段がセットになったパック商品の宿泊も含みます。)

1

旅行社で
会員証を提示して申込

グリーン・パル

2

助成後の料金で
宿泊する



P49、50と
合わせて
年度内2泊まで

助成回数	「委託保養所利用助成」「たびゲーター」と合わせて、1会員につき年度内2泊まで（4月1日～3月31日）
助成額	1泊につき 会 員 2,000円 配偶者・子 1,000円（「子」は会員または会員の配偶者が扶養している子）
利用の流れ	①旅行社に宿泊の予約を申込みます。 ②旅行社の窓口でグリーン・パル会員証を提示し、備え付けの「宿泊利用助成申請書」に必要事項を記入します。 ③所定の宿泊料金から助成額相当分が差し引かれた金額での精算となります。

* 現地精算の商品には利用できません。

(下記の店舗以外では利用できません)

旅 行 社	所 在 地	電話番号
宮交観光サービス(株) なかよし地球予約センター	宮城野区小田原1-2-19	☎022-298-7765
名鉄観光サービス(株) 仙台支店	青葉区中央4-10-3 (仙台キャピタルタワー6階)	☎022-227-3611
(株)日本旅行東北 仙台支店	仙台支店青葉区中央4-7-22 (北杜学園中央6号館)	☎022-261-4511
東武トップツアーズ(株) 仙台支店	青葉区中央1-6-18 (山一仙台中央ビル3階)	☎022-263-3232
(株)JTB トラベルゲート仙台	青葉区中央3-6-8 (JTB仙台ビル1階)	☎022-264-0922



たびゲーター宿泊助成



たびゲーターは「JTB」、「Zホールディングス」、「ソフトバンクグループ」のグループ会社です。
(ヤフー(株)はZホールディングス(株)に
商号変更し、持株会社になりました)



利用日の 5日前までに申請 (GWと年末年始は10日前)	予約状況は変動するため、申請時に空室ありのプランでも予約時に満室となる場合があります。 日程には余裕をもってご申請ください。	
助成回数	「宿泊利用助成」「委託保養所」と合わせて1会員につき年度内2泊まで(4月1日～3月31日)	
助成額	1泊につき 会員 2,000 円／配偶者・子・親 1,000 円 (会員または配偶者が扶養する子) ※宮城県内は1泊につき会員 3,000 円、配偶者・子・親 2,000 円 (令和5年3月31日泊分まで)	
利用の 流れ	① Yahoo! JAPAN ID を用意	お持ちでない方はご登録ください。(登録は無料です)
	② 「たびゲーター」グリーン・パル専用ページへ	下記 QR コードまたはグリーン・パル WEB サイトのバナーから専用ページへ全国のあるぶトラベル契約施設から希望の施設を選択して「利用申請」ボタンをクリックし、必要事項を入力してください。 申請後に完了メールが届きます。
	③利用申請する	
	④グリーンパルで申請を確認	4営業日以内に申請の承認※をします。
	⑤クーポンコードとパスワードがメールで届く	承認日翌日正午頃、「契約保養所割引クーポンのご案内」メールが届きます。(システム上の関係で遅れることがあります。)
	⑥希望の宿泊プランを選択し、予約を完了	メール本文記載の URL をクリックし、クーポンコード、パスワード、必要事項を入力して予約してください。
	⑦支払	クーポン(助成)金額を差し引いた宿泊料金を、クレジットカードまたは現地決済にてお支払いください。

※却下の場合、⑤で却下理由(年度分利用済など)が記載されたメールが届きます。

- 日付、利用者情報の変更には再申請が必要です。
- 利用の取消▶宿泊予約を取消後、「申請一覧」から、クーポン(助成)利用の取消申請をしてください。
- 同内容の連続した2泊は併せて申請が可能です。
(施設・プラン・利用者のいずれかが異なる場合や連続しない2泊の場合は、それぞれ申請が必要です)

「たびゲーター」は、
全国約 14,000 軒のあるぶトラベル契約施設の宿泊についてグリーン・パルの助成が利用できるインターネット契約保養所システムです。
詳しい利用方法は、グリーン・パル WEB サイトの「たびゲーター」バナーから！



委託保養所利用助成

(旅行社を通さずに宿泊する場合、および現地精算の場合に限ります。)

1

保養所を
予約



2

グリーン・
パルへ連絡



3

保養所
利用券が届く



4 精算時に
利用券を
提出



P48、49と
合わせて
年度内2泊まで

助成回数	「宿泊利用助成」「たびゲーター」と合わせて、1会員につき年度内2泊まで（4月1日～3月31日）※予約後、4営業日前までに申請
助成額	1泊につき 会 員 2,000円 配偶者・子・親 1,000円（「子」は会員または会員の配偶者が扶養している子） 宮城県内は1泊につき会員3,000円、配偶者・子・親2,000円（令和5年3月31日泊分まで）
利用の流れ	①委託保養所に宿泊の申込みをします。（必ずグリーン・パル会員であることをお伝えください。） ②グリーン・パルへ宿泊申込内容を連絡します。（☎022-214-1373） ③グリーン・パルより「委託保養所利用券」を送付します。 ④宿泊の際に「会員証」を提示し、「委託保養所利用券」を委託保養所に提出してください。 ⑤所定の宿泊料金から助成額相当分が差し引かれた金額での精算となります。

クーポン P●

表示のある保養所は特典があります！ P25から掲載のクーポン券をお持ちください。

仙台都心部

ウェスティンホテル仙台

青葉区一番町1-9-1
☎022-722-1234



ご紹介ページ

仙台都心部

仙台サンプラザ

宮城野区榴岡5-11-1
☎022-257-3301

クーポン P25



ご紹介ページ

仙台リゾート

仙台ロイヤルパークホテル

泉区寺岡6-2-1
☎022-377-2111



ご紹介ページ

仙台リゾート

仙台ヒルズホテル

泉区実沢中山南25-5
☎022-719-8711

クーポン P25



ご紹介ページ



作並温泉

展望露天の宿
湯の原ホテル

青葉区作並字元木1
☎022-395-2241



ご紹介ページ

作並温泉

ゆづくしSalon一の坊

青葉区作並字長原3
☎0570-05-3973



ご紹介ページ

作並温泉

鷹泉閣
岩松旅館

青葉区作並温泉元湯
☎022-395-2211



ご紹介ページ

作並温泉

La楽リゾートホテル
グリーングリーン

青葉区作並字二橋5-12
☎022-395-2011

クーポン P25



ご紹介ページ

秋保温泉

伝承千年の宿
佐勘

太白区秋保町湯元字薬師 28
☎ 022-398-2233



ご紹介ページ

秋保温泉

ホテルニュー水戸屋

太白区秋保町湯元字薬師 102
☎ 022-397-1234



ご紹介ページ

秋保温泉

岩沼屋

太白区秋保町湯元字薬師 107
☎ 022-398-2011



ご紹介ページ

秋保温泉

篝火の湯
緑水亭

太白区秋保町湯元字上原 27
☎ 022-397-3333



ご紹介ページ

秋保温泉

佐藤屋旅館

太白区秋保町湯元字薬師 108
☎ 022-398-2711



ご紹介ページ

秋保温泉

秋保グランドホテル

太白区秋保町湯元字枇杷原 12-2
☎ 0570-026-001



ご紹介ページ

秋保温泉

ホテル華乃湯

太白区秋保町湯元字除 33-1
☎ 022-397-3141



ご紹介ページ

秋保温泉

秋保リゾート
ホテルプレゼント

太白区秋保町湯元字行沢 1-2
☎ 022-397-3111



ご紹介ページ

秋保温泉

奥州秋保温泉
蘭亭

太白区秋保町湯元字木戸保 7-1
☎ 022-397-1515



ご紹介ページ

秋保温泉

ホテルきよ水

太白区秋保町湯元字平倉 1
☎ 022-397-2555

クーポン P25

除外日：年末年始・GW・お盆期間



ご紹介ページ

秋保温泉

ホテル瑞鳳

太白区秋保町湯元字除 26-1
☎ 0570-550-397

・除外日：4/28～5/8,
8/1～8/31,
12/24～1/9
・他の割引等との併用不可



ご紹介ページ

関上

名取ゆりあげ温泉
「輪りんの宿」

名取市関上字東須賀 2-20
☎ 022-385-8027



ご紹介ページ

松島

松島センチュリーホテル

宮城郡松島町松島字仙随 8
☎ 022-354-4111



ご紹介ページ

松島

松島プチホテル
びすとろアバロン

宮城郡松島町松島字三十刈 26-21
☎ 022-354-5777

クーポン P25



ご紹介ページ

鮎川

島周の宿
さか井

石巻市鮎川浜万治下 1-7
☎ 0225-45-2515

クーポン P25



ご紹介ページ

女川

女川温泉華夕美

牡鹿郡女川町浦宿浜字天王 130
☎ 0225-53-4188

クーポン P27



ご紹介ページ

志津川

南三陸ホテル観洋

本吉郡南三陸町志津川字黒崎 99-17
☎ 0226-46-2442



ご紹介ページ

気仙沼

休暇村 気仙沼大島

気仙沼市外畑 16
☎ 0226-28-2626



ご紹介ページ



栗駒**ハイルザーム栗駒**

栗原市栗駒沼倉耕英東 50-1

☎ 0228-43-4100

クーポン P27



ご紹介ページ

鳴子温泉**源蔵の湯
鳴子観光ホテル**

大崎市鳴子温泉字湯元 41

☎ 0229-83-2333

クーポン P27

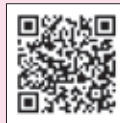


ご紹介ページ

鳴子温泉**鳴子ホテル**

大崎市鳴子温泉字湯元 36

☎ 0229-83-2001



ご紹介ページ

鳴子温泉**ホテル亀屋**

大崎市鳴子温泉字車湯 54-6

☎ 0229-83-2211

クーポン P27



ご紹介ページ

東鳴子温泉**ホテルニューあらお**

大崎市鳴子温泉字赤湯 40

☎ 0229-83-3062



ご紹介ページ

中山平温泉**仙庄館**

大崎市鳴子温泉星沼 28-2

☎ 0229-87-1234



ご紹介ページ

鬼首温泉**リゾートパーク
ホテルオニコウベ**大崎市鳴子温泉鬼首字大清水
26-29

☎ 0229-86-2011

クーポン P27



ご紹介ページ

遠刈田温泉**ペンション
そらまめ**刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原
168-83

☎ 0224-34-2299

クーポン P27



ご紹介ページ

遠刈田温泉**ペンション
陽だまり**刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原
168-19

☎ 0224-29-3316

クーポン P27



ご紹介ページ

遠刈田温泉**旅館三治郎**

刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町 3

☎ 0224-34-2216



ご紹介ページ

小原温泉**ホテルいづみや**

白石市小原字湯元 9

☎ 0224-29-2221

クーポン P27



ご紹介ページ

加美**陶芸の里ゆ〜らんど**

加美郡加美町宮崎字切込二番 70

☎ 0229-69-6600



ご紹介ページ

岩手県**民宿かすみ荘**

八幡平市細野 98-92

☎ 0195-72-5613

クーポン P27



ご紹介ページ

岩手県**八幡平ハイッ**

八幡平市松尾寄木 1-590-4

☎ 0195-78-2121

クーポン P27



ご紹介ページ

岩手県**八幡平ライジングサンホテル**八幡平市松尾寄木第一地割
590-226

☎ 0195-78-2170



ご紹介ページ

岩手県**八幡平マウンテンホテル**

八幡平市松尾寄木第一地割 509-1

☎ 0195-78-4111



ご紹介ページ

岩手県**休暇村 岩手網張温泉**

岩手郡雫石町網張温泉

☎ 019-693-2211



ご紹介ページ

岩手県**ペンション
さんりんしゃ**

岩手郡雫石町長山岩手山 22-195

☎ 019-693-2311



ご紹介ページ

岩手県**赤い風車**

岩手郡雫石町鶯宿 10-75-2

☎ 019-695-2311



ご紹介ページ

岩手県**清温荘**

盛岡市繫字湯の館 33

☎ 019-689-2321



ご紹介ページ

岩手県**結びの宿
愛隣館**

花巻市鉛字西鉛 23

☎ 0198-25-2619

クーポン P27



ご紹介ページ

岩手県**花巻温泉**

花巻市湯本 1-125

☎ 0198-37-2111

クーポン P27



ご紹介ページ

**岩手県****国民宿舎えびし荘**

九戸郡野田村大字玉川 2-62-28

☎ 0194-78-2225



ご紹介ページ

岩手県**休暇村 陸中宮古**

宮古市崎嶇ヶ崎 18-25-3

☎ 0193-62-9911



ご紹介ページ

山形県**学びの里 TASSHO**寒河江市大字田代 370-1
(旧田代小学校)

☎ 0237-85-0822



ご紹介ページ

山形県**ホテル王将**

天童市鎌田本町 1-1-14

☎ 023-653-3155

クーポン P27



ご紹介ページ

山形県**ホテル
シェーネスハイム金山**

最上郡金山町大字有屋 1400 番地

☎ 0233-52-7761



ご紹介ページ

山形県**休暇村 庄内羽黒**

鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 8

☎ 0235-62-4270



ご紹介ページ

秋田県**奥の湯
森吉山荘**

北秋田市森吉字湯ノ岱 14-1

☎ 0186-76-2334



ご紹介ページ

秋田県**休暇村 乳頭温泉郷**

仙北市田沢湖駒ヶ岳 2-1

☎ 0187-46-2244



ご紹介ページ

秋田県**あきた芸術村
温泉ゆぼぽ**

仙北市田沢湖卒田字早稲田 430

☎ 0187-44-3333

クーポン P27



ご紹介ページ

秋田県**田沢湖高原リゾートホテル
ニュースカイ**

仙北市田沢湖生保内字下高野 73-13

☎ 0187-46-2006



ご紹介ページ

秋田県**クォードイン yokote**

横手市安田字堰端 52-1

☎ 0182-36-5211



ご紹介ページ

**秋田県****湯瀬ホテル**

鹿角市八幡平字湯瀬湯端 43

☎ 0186-33-2311



ご紹介ページ



秋田県

栗駒山荘

雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山
国有林内

☎ 0182-47-5111



ご紹介ページ

秋田県

やまゆり温泉
ホテルプラン

雄勝郡東成瀬村椿川字柳沢 39-7

☎ 0182-47-3104



ご紹介ページ

福島県

山房 月之瀬

福島市飯坂町北原 7

☎ 024-542-1000

クーポン P27



ご紹介ページ

福島県

溪苑 花の瀬

福島市飯坂町湯野字新湯 7

☎ 024-542-0800

クーポン P27



ご紹介ページ

福島県

ホテル翠月

福島市飯坂町字西掘切 13

☎ 024-542-2271

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

水織音の湯
山水荘

福島市土湯温泉町字油畑 55

☎ 024-595-2141

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

裏磐梯国民宿舎

耶麻郡北塩原村松原字蛇平原山
1074

☎ 0241-32-2923

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

休暇村 裏磐梯

耶麻郡北塩原村松原字小野川原
1072-3

☎ 0241-32-2421



ご紹介ページ

福島県

ペンション
ラフィア

耶麻郡北塩原村松原字曾原山
1096-96

☎ 0241-32-3353

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

裏磐梯グランデコ東急ホテル

耶麻郡北塩原村松原字荒砂沢山
1082-93

☎ 0241-32-3200

特典 P56



ご紹介ページ

福島県

花見屋旅館

耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲
2855-103

☎ 0242-64-3621

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

磐梯名湯リゾート
ボナリの森

耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲
2855-550

☎ 0242-64-3333



ご紹介ページ

福島県

会津アストリアホテル

南会津郡南会津町高杖原 535

☎ 0241-78-2241

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

ペンション
エンドレス

福島県南会津郡南会津町高杖原 458
会津高原チロリアンビ
レッジ内

☎ 0241-78-5138

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

萩姫の湯
栄楽荘

郡山市熱海町熱海 4-47

☎ 024-984-2135

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

ホテル華の湯

郡山市熱海町熱海 5-8-60

☎ 024-984-2222



ご紹介ページ

那須高原

ペンション
シャローム

那須郡那須町高久乙 3669-5

☎ 0287-78-6555

クーポン P29



ご紹介ページ

那須高原

ホテルサンバレー那須

那須郡那須町湯本 203

☎ 0287-76-3800

クーポン P29



ご紹介ページ

浦安

東京ベイ舞浜ホテル
ファーストリゾート

千葉県浦安市舞浜 1-6
☎ 047-355-1111



ご紹介ページ

浦安

東京ベイ舞浜ホテル

千葉県浦安市舞浜 1-34
☎ 047-355-1222

クーポン P29



ご紹介ページ

山梨

シャトレゼホテル石和

山梨県笛吹市石和町松本 348-1
☎ 055-262-3755

クーポン P29



ご紹介ページ

長野

ペンション
ころぼっくす

長野市戸隠豊岡 10044-10
☎ 026-254-3148

クーポン P29



ご紹介ページ

長野

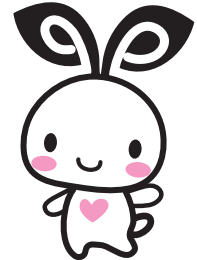
ピュアモール ミモザ

長野県北安曇郡白馬村北城
14718-209
☎ 0261-72-6085

クーポン P29



ご紹介ページ



仙台都心部チェーンホテル

ホテルグリーンチェーン仙台 (13施設)

クーポン P29

プレミアムグリーンヒルズ ☎ 022-722-1501
ホテルグリーンパーク ☎ 022-265-6171
ホテルグリーンウィズ ☎ 022-261-3737
プレミアムグリーンプラス ☎ 022-212-1255
プレミアムグリーンソプリン ☎ 022-227-2322
ホテルグリーンマーク ☎ 022-224-1050
ホテルグリーンパシフィック ☎ 022-221-8888

ホテルグリーンセレクト ☎ 022-217-3117
ホテルグリーンアーバ ☎ 022-213-8990
ホテルグリーンライン ☎ 022-217-8311
ホテルグリーンパレス ☎ 022-256-2691
ホテルグリーンシティ ☎ 022-219-2691
ホテルグリーンウエル ☎ 022-216-6155



ご予約はこちらから



ご紹介ページ

チェーンホテル

かんぼの宿 (29施設)

クーポン P29

かんぼの宿 一関 ☎ 0191-29-2131
かんぼの宿 大洗 ☎ 029-267-3191
かんぼの宿 潮来 ☎ 0299-67-5611
かんぼの宿 塩原 ☎ 0287-32-2845
かんぼの宿 栃木喜連川温泉 ☎ 028-686-2822
かんぼの宿 寄居 ☎ 048-581-1165
かんぼの宿 旭 ☎ 0479-63-2161
かんぼの宿 鴨川 ☎ 04-7092-1231
かんぼの宿 青梅 ☎ 0428-23-1171
かんぼの宿 福井 ☎ 0776-36-5793
かんぼの宿 熱海(本館・別館) ☎ 0557-83-6111
JPリゾート 伊豆高原 ☎ 0557-51-4400
かんぼの宿 焼津 ☎ 054-627-0661

かんぼの宿 知多美浜 ☎ 0569-87-1511
かんぼの宿 鳥羽 ☎ 0599-25-4101
かんぼの宿 彦根 ☎ 0749-22-8090
かんぼの宿 富田林 ☎ 0721-33-0700
かんぼの宿 大和平群 ☎ 0745-45-0351
かんぼの宿 奈良 ☎ 0742-33-2351
かんぼの宿 紀州田辺 ☎ 0739-24-2900
かんぼの宿 有馬 ☎ 078-904-0951
かんぼの宿 赤穂 ☎ 0791-43-7501
かんぼの宿 淡路島 ☎ 0799-82-1073
かんぼの宿 光 ☎ 0833-78-1515
かんぼの宿 観音寺 ☎ 0875-27-6161
かんぼの宿 伊野 ☎ 088-892-1580

かんぼの宿 北九州
かんぼの宿 柳川
かんぼの宿 阿蘇

☎ 093-741-1335
☎ 0944-72-6295
☎ 0967-22-1122



ご紹介ページ

チェーンホテル

伊東園ホテルズ (48施設)

東山パークホテル新風月 ☎ 0570-050-780
伊東園ホテル飯坂 叶 ☎ 0570-051-780
鏡が池 碧山亭 ☎ 0570-052-780
伊東園ホテル磐梯向滝 ☎ 0570-053-780
湯の川観光ホテル祥苑 ☎ 0570-030-780
白樺湖ビューホテル ☎ 0570-085-780
伊東園ホテル浅間の湯 ☎ 0570-083-780
リバーサイド上田館 ☎ 0570-081-780
小諸グランドキャッスルホテル ☎ 0570-082-780
ホテル水明館 ☎ 0570-080-780
上諏訪温泉 油屋旅館 ☎ 0570-086-780
ホテル湯元 ☎ 0570-055-780
伊東園ホテル箱根湯本 ☎ 0570-045-780
ホテル四季彩 ☎ 0570-046-780
南国ホテル ☎ 0570-027-800
ホテル奥久慈館 ☎ 0570-002-780
鬼怒川ロイヤルホテル ☎ 0570-003-780
伊東園ホテルニューさくら ☎ 0570-004-780
一柳閣本館 ☎ 0570-005-780

伊東園ホテル塩原 ☎ 0570-067-780
ホテルニューもみぢ ☎ 0570-068-780
ホテル湯西川 ☎ 0570-009-780
伊香保グランドホテル ☎ 0570-061-780
金太夫 ☎ 0570-062-780
伊香保温泉とどろき ☎ 0570-063-780
伊東園ホテル四万 ☎ 0570-057-780
伊東園ホテル尾瀬老神山荘 ☎ 0570-060-780
ホテル湯の陣 ☎ 0570-059-780
伊東園ホテル草津 ☎ 0570-058-780
伊東園ホテル ☎ 0570-032-780
伊東園ホテル別館 ☎ 予約はwebのみ
伊東園ホテル松川館 ☎ 0570-034-780
熱川ハイッ ☎ 0570-047-780
伊東園ホテル熱川 ☎ 0570-035-780
伊東園ホテル稲取 ☎ 0570-036-780
下田伊東園ホテルはな岬 ☎ 0570-038-780
下田海浜ホテル ☎ 0570-039-780
伊東園ホテル土肥 ☎ 0570-040-780

西伊豆クリスタルビューホテル ☎ 0570-048-780
西伊豆松崎伊東園ホテル ☎ 0570-041-780
大仁ホテル ☎ 0570-043-780
伊豆長岡金城館 ☎ 0570-044-780
伊東園ホテル熱海館 ☎ 0570-020-780
ウオミサキホテル ☎ 0570-021-780
熱海ニューフジヤホテル ☎ 0570-022-780
熱海 金城館 ☎ 0570-023-780
ホテル大野屋 ☎ 0570-024-780
アタミシーズンホテル ☎ 0570-025-780



ご紹介ページ



チェーンホテル

休暇村（35施設）

支笏湖 ☎0123-25-2201
 岩手網張温泉 ☎019-693-2211
 陸中宮古 ☎0193-62-9911
 乳頭温泉郷 ☎0187-46-2244
 気仙沼大島 ☎0226-28-2626
 庄内羽黒 ☎0235-62-4270
 裏磐梯 ☎0241-32-2421
 那須 ☎0287-76-2467
 日光湯元 ☎0288-62-2421
 婦恋鹿沢 ☎0279-98-0511
 奥武蔵 ☎042-978-2888
 館山 ☎0470-29-0211
 妙高 ☎0255-82-3168
 リトリート安曇野ホテル ☎0263-31-0874

乗鞍高原 ☎0263-93-2304
 南伊豆 ☎0558-62-0535
 富士 ☎0544-54-5200
 伊良湖 ☎0531-35-6411
 茶臼山高原 ☎0536-87-2334
 能登千里浜 ☎0767-22-4121
 越前三国 ☎0776-82-7400
 近江八幡 ☎0748-32-3138
 南淡路 ☎0799-52-0291
 竹野海岸 ☎0796-47-1511
 紀州加太 ☎073-459-0321
 南紀勝浦 ☎0735-54-0126
 奥大山 ☎0859-75-2300
 蒜山高原 ☎0867-66-2501

大久野島 ☎0846-26-0321
 帝釈峡 ☎08477-2-3110
 讃岐五色台 ☎0877-47-0231
 瀬戸内東予 ☎0898-48-0311
 志賀島 ☎092-603-6631
 南阿蘇 ☎0967-62-2111
 指宿 ☎0993-22-3211



ご紹介ページ

チェーンホテル

HMI ホテルグループ（8施設）

予約はインターネットから

WEB予約ページ <https://www.zenpuku.or.jp/service/detail?id=19503>

専用の予約サイトからご予約ください。
 初回のみ会員登録が必要となります。
 その際の企業IDおよびパスワードはリンク先にてご確認ください。
 法人特別料金でご利用いただけます。
 ※その他の方法による予約は特典対象外となります。



ご予約はこちらから



ご紹介ページ

法人料金でご利用いただけます！

チェーンホテル

東急ホテルズ（43施設）

グリーン・パル会員である旨お申し出ください。法人特別料金で利用できます。

予約は電話・インターネットから

☎0120-21-5489（予約ダイヤル）

WEB予約ページ <https://www.tokyuhotels.co.jp/>

コンフォートメンバーズ 会員番号 300200127
 パスワード ref109



ご予約はこちらから



ご紹介ページ

法人料金でご利用いただけます！

チェーンホテル

ルートインホテルズ（316施設）

予約はインターネットから スタンダードプラン料金より約10%相当の割引

グリーン・パル会員専用サイト <https://www.route-inn.co.jp/corp/011752/>

■ID：HB005-011752（半角大文字）

■パスワード：JVLAGNC9（半角大文字）

グリーンパル会員専用サイトに繋がらない場合は、
 法人予約センター ☎03-3771-8600（月～金 9:00～17:30）までご連絡ください。
 予約が取れましたら、グリーン・パルに委託保養所利用券の申請を行ってください。（☎022-214-1373）

※チェックイン時に、グリーン・パル会員証のご提示をお願いいたします。

以下を含め、全国316施設でご利用いただけます。

ホテルブランド：●ホテルルートイン ●ルートイングランティア ●アークホテル ●グランヴィリオホテル

※施設数は、2021年2月現在のものです。

※海外のホテルは対象外となります。



ご予約はこちらから



ご紹介ページ

法人料金でご利用いただけます！

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of horizontal dashed lines for text entry.





お金を借りる

グリーン・パルでは、東北ろうきんからのマイカー購入資金や教育資金など生活安定に関わる融資制度を紹介しています。

融資資格等

- **資 格** 次の条件をすべて満たす会員の方が融資を受けられます。

- ① 原則満20歳以上、勤続年数1年以上、前年税込年収150万円以上の方。
 - ② 非事業会員の方。(非事業主会員でも事業主と同等の方は除かれます。)
 - ③ 東北ろうきんの審査基準を満たす方。
 - ④ 東北ろうきん営業管内(東北6県)にお住まいまたはお勤めの方。
- ※詳しくは東北ろうきん各支店までお問い合わせ下さい。

- **担 保** 担保は不要です。

- **保 証** 東北ろうきんが指定する保証機関をご利用いただきます。

融資取扱店

融資のご相談・お申込みは、下記の宮城県内のろうきん営業店・ローンセンターとなります。

店 名	所 在 地	電話番号
本店営業部	仙台市青葉区北目町1-15	☎022-227-1308
長町支店	仙台市太白区あすと長町3-3-46	☎022-248-0151
仙台東支店	仙台市宮城野区五輪2-13-5	☎022-291-2551
仙台北支店	仙台市青葉区柏木1-2-45	☎022-271-3151
新塩釜支店	塩竈市港町1-1-16	☎022-364-3115
岩沼支店	岩沼市末広2-4-15	☎0223-29-2222
大河原支店	柴田郡大河原町大谷字末広132-7	☎0224-53-2278
白石支店	白石市兎作3-3	☎0224-25-0321
石巻支店	石巻市穀町16-6	☎0225-22-3355
古川支店	大崎市古川駅前大通2-4-13	☎0229-24-1400
気仙沼支店	気仙沼市本郷10-6	☎0226-24-2222
築館支店	栗原市築館伊豆2-13-24	☎0228-22-1211
迫支店	登米市迫町佐沼字天神前81-14	☎0220-22-6511
ローンセンター仙台(本店営業部内)	仙台市青葉区北目町1-15	☎022-227-1471
ローンセンター長町(長町支店内)	仙台市太白区あすと長町3-3-46	☎022-308-0262
ローンセンター泉	仙台市泉区八乙女中央3-2-30	☎022-725-7233
ローンセンター石巻(石巻支店内)	石巻市穀町16-6	☎0225-22-4050

※ローンセンターは土曜日・日曜日も営業しております。



融資メニュー

会員融資制度一覧表 (2022年4月1日現在)

商品名	融資額 (万円)	返済期間 (年)	金利区分	融資利率 (年) (%)	使途・特記事項
① グリーン・パル 生活資金	50	5	固定金利	2.00	くらしのさまざまな生活資金 ※事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除く。
② 仙台市勤労者融資制度 (生活資金)	200	7		2.75	結婚・葬祭・住居移転・住宅設備設置費用
③ 仙台市勤労者融資制度 (教育資金)	300	10		1.55	高校以上の教育資金（各種専門学校含む）、 教育ローンの借換資金
④ 仙台市勤労者融資制度 (自動車資金)	200	7		1.55	通勤用自動車購入費用、他社自動車ローンの 借換費用
⑤ 仙台市勤労者融資制度 (福祉資金)	100	7		1.25	育児・介護休業期間中の生活資金、出産・ 育児・介護・療養・災害復旧費用

※①～⑤の提携融資商品の保証料は不要です。(東北ろうきんが負担します。)

※②～⑤の提携融資商品について、(一社)宮城県労働者福祉資産協会が実施する利子補給制度を利用することができます。詳しくは東北ろうきん各支店へお問い合わせ下さい。

※融資利率は、金利情勢等の変動により、お取扱い期間中に適用金利を見直す場合があります。

※審査の結果、ご融資できないなどご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※店頭で説明書をご用意しています。詳しい制度内容や取扱い期間経過後の融資利率については、お近くの東北ろうきん窓口にお問い合わせ下さい。

◎東北ろうきんでは上記以外にも融資商品を揃えております。詳しくは東北ろうきんのホームページ、または各支店へお問い合わせ下さい。

広告

東北ろうきんは、働くみなさまの生活を応援します。

ろうきんのキャッシュカードなら
お給料、年金の受取りも便利！

ATMお引出し手数料

全額還元サービス

〈東北ろうきん〉のキャッシュカードで、銀行・信金など全国のMICS加盟金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアのATM・CDから「お引出し」された際のお引出し手数料を、【時間外】・【土曜日】・【日曜日】・【祝日】の手数料も含めて、ご利用回数分全額キャッシュバックするサービスです。ご利用手数料はいったんご負担いただく場合がありますが、ご利用口座に即時キャッシュバックいたします。

お近くのコンビニエンスストア等のATMで
ろうきんのキャッシュカードがご利用いただけます



いつでもATMお引出し手数料が



※ご利用可能時間はATMコーナーにより異なります。また、提携先金融機関の都合により変更となる場合や、システムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。
※ATMが設置されていない地域や店舗もございます。 ※ATM設置場所および利用可能時間などにつきましては、各銀行および運営会社のホームページをご覧ください。

2022年4月1日現在



詳しくはお近くのろうきん窓口、または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

東北労働金庫

0120-1919-62

(受付時間 平日 9:00～17:00)

ろうきんアプリ
残高や入出金を
いつでもどこでも
スマホでチェック



お金を借りる



利子補給金の助成

グリーン・パルでは、融資利用者の負担軽減を図るため、利子補給金の助成を行います。

融資申込みの際に、東北ろうきんから交付される利子補給申請書へ記入の上、東北ろうきんへ提出してください。融資実行後概ね2ヶ月で、グリーン・パルから融資利用者の補給金振込口座に振り込みます。

＜利子補給の対象となる融資商品＞

商 品 名	利子補給率	対象限度額	対象期間
グリーン・パル生活資金	年0.85%	50万円	5年
仙台市勤労者融資制度（生活資金）	年0.25%	200万円	7年

（注1）上記以外の融資商品は、グリーン・パルが実施する利子補給制度の対象外となります。

（注2）以下の事由に該当した際は、交付した補給金の一部について返還を求めることがあります。

①利子補給を受けた融資の返済期間中にグリーン・パルを脱会した場合。

②融資期間（返済回数）満了前に全額返済した場合。

（注3）補給を受けた融資を同じ融資制度で借換えした場合、対象限度額の範囲内で補給を受けた融資金額の差額を上限に、新たに受ける融資金額の利子補給を受けることができます。

（注4）仙台市勤労者融資制度（生活資金）は、（一社）宮城県労働者福祉資産協会が実施する利子補給制度を併せて利用することができます。**（資産協会の定める計算方法により、毎月の融資残高に0.5%を乗じ、12で除した額の合計額（百円未満切り捨て）を補給します。）**

●利子補給助成額 早見表

【グリーン・パル生活資金】 (円)

		融資期間（返済回数）				
		1年(12回)	2年(24回)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)
融資金額	10万円	400	800	1,300	1,700	2,100
	20万円	900	1,700	2,600	3,500	4,300
	30万円	1,300	2,600	3,900	5,200	6,500
	40万円	1,800	3,500	5,200	7,000	8,700
	50万円	2,300	4,400	6,600	8,700	10,900

【仙台市勤労者融資制度（生活資金）】 (円)

		融資期間（返済回数）						
		1年(12回)	2年(24回)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)	6年(72回)	7年(84回)
融資金額	10万円	100	200	300	500	600	700	900
	50万円	600	1,300	1,900	2,500	3,200	3,900	4,500
	100万円	1,300	2,600	3,900	5,100	6,400	7,800	9,100
	150万円	2,000	3,900	5,800	7,700	9,700	11,700	13,700
	200万円	2,700	5,200	7,800	10,300	12,900	15,600	18,200

※上記、助成金額は試算です。実際の助成金額は、申請書提出の際に東北ろうきん窓口へお問い合わせください。

融資申込・返済・利子補給金

1. 利子補給対象商品の融資申込みと手続きの進行

東北ろうきん窓口で、会員証を提示して融資の相談・申込み及び申請。(FAX仮申込・WEB事前審査も可)

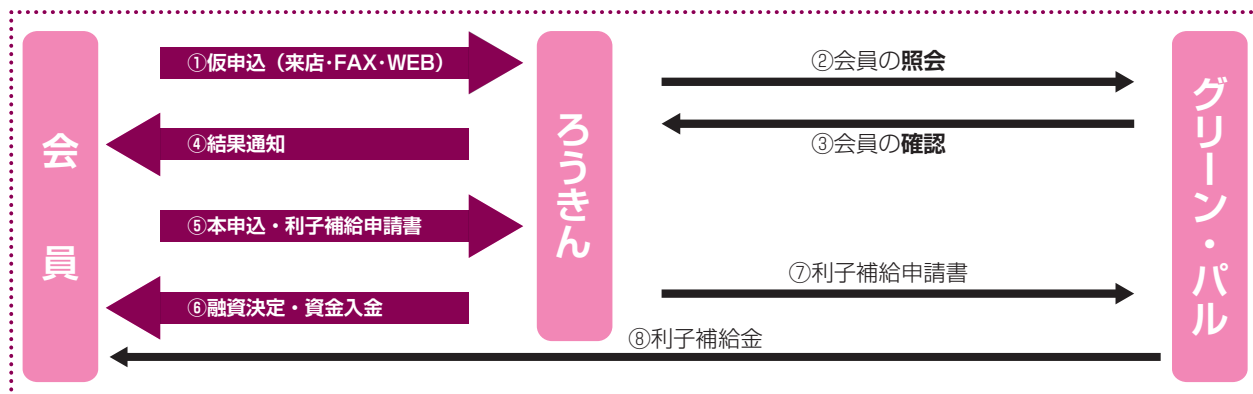
東北ろうきんが会員資格の有無をグリーン・パルに照会・確認のうえ、申込み・申請を受付。

次の書類をご準備下さい。※必要な書類は追加となる場合があります。

- ☐運転免許証
- ☐健康保険証
- ☐収入を証明する書類
〔例：源泉徴収票（機械出力に限る）、所得証明書、住民税決定通知書のいずれか〕
- ☐資金使途を証明する書類

東北ろうきんの融資審査により融資が決定された後、会員の普通預金口座（東北ろうきんに開設）に融資資金を入金します。

融資手続（東北ろうきんの融資規定により融資できない場合もあります。）



※FAX仮申込書は、東北ろうきんホームページからお取りいただけます。(https://www.tohoku-rokin.or.jp/)

※WEB事前審査は、東北ろうきんホームページからお手続きできます。(スマートフォン可)

2. 返済方法

毎月またはボーナス併用（50%以内）による返済で、会員の返済用口座（普通預金口座）から指定の期日に自動振替されます。





サービスセンター共済

概要

この共済はグリーン・パルとこくみん共済 coop〈全労済〉が提携して、希望する会員・家族に手頃な掛金で4つの保障を提供するものです（この共済を利用するためには、組合員になる必要があります）。

〔ず〜っとあんしん共済医療プラン〕

⇒ 病気やけがによる入院や手術のための保障が得られます（終身型があります）。

〔ず〜っとあんしん共済生命プラン〕

⇒ 万一のとき、遺されたご家族の生活を守る、ゆとりの保障が得られます（定期型、終身型があります）。

〔新団体年金共済〕⇒ 退職後のゆとりある老後生活の保障を準備できます。

〔マイカー共済〕⇒ カーライフを応援する頼れる補償です。ご自身も相手方もしっかり守ります。

特徴

1. 掛金の支払いは金融機関の口座振替となります。
2. 医師の健康診断書は原則不要です（必要となる場合もあります）。
3. 掛金は一般生命保険料控除の対象となります（マイカー共済を除く）。
また、新団体年金共済について、一定の条件を満たした契約（税適プラン）は、個人年金保険料（共済掛金）控除の対象となります。
4. ず〜っとあんしん共済は掛金の手頃な生涯の終身医療保障である医療プラン終身型と定期的に生命保障を見直すことが可能な生命プラン定期型、終身生命保障の生命プラン終身型からなり、幅広い方々にぴったりの保障をお選びいただけます。掛金は加入時の年齢と共済のプラン・タイプによって異なります。詳しい説明・資料をご希望の方はお気軽にこくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部までお問い合わせください。（☎022-265-6071）

契約

ご契約のお申し込み

こくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部に資料（申込書・パンフレット）をご請求ください。

申込書に必要事項を記入のうえこくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部までご返送ください。

- ご契約者は会員のみ
- 申込印は金融機関の届出印をお願いします。
- 新団体年金共済の掛金振替口座は契約者本人名義の口座に限りです。

契約成立

申込書がこくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部に到着した日の翌月28日※に初回の掛金が指定口座より振り替えされ、この振替日の翌月1日から契約発効となります。
（掛金は契約発効日の年齢によって決まります。）

※ただし提出内容に不備などがあった場合、発効の手続きが遅れることがあります。

契約発効月の末日までにこくみん共済 coop〈全労済〉より契約者へ共済契約証書をお届けします。

- 毎月28日（休日のときは翌営業日）に掛金を指定口座から振り替えます。
- 取扱金融機関（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、ろうきん、ゆうちょ銀行）

変更や
満期のお手続きなどの
お問い合わせ先

こくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部

☎022-265-6071

2020年4月版

こくみん共済 coop の 一生 続く 医療保障と生命保障

「ずーっとあんしん共済」は(一般社団法人)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員の皆さま向けの共済制度の呼称です。

ずーっとあんしん共済

終身生命共済・個人長期生命共済



医療プラン

掛金が手頃な一生の終身医療保障

終身型

月払掛金例(抜粋)※

	終身3000	終身5000
満30歳 男性	1,344円	2,240円
満30歳 女性	1,314円	2,190円
満40歳 男性	1,788円	2,980円
満40歳 女性	1,668円	2,780円

※掛金の払込期間は終身です。
※掛金は年齢によって変わります。

	終身3000	終身5000
病氣・事故入院(日額) 1日以上入院したとき1日(1日 から最高180日(通算1,000日))	3,000円	5,000円
手術(保障額) 診療報酬点数1,400点以上 が算定された手術等を 受けたときに保障します。	3万円	5万円
放射線治療(保障額) 診療報酬点数が算定され た放射線治療等を受け たときに保障します。	3万円	5万円

生命プラン

安心が一生続く終身生命保障

終身型

月払掛金例(抜粋)※

	終身200	終身300
満30歳 男性	3,240円	4,860円
満30歳 女性	2,820円	4,230円
満40歳 男性	4,040円	6,060円
満40歳 女性	3,420円	5,130円

※掛金の払込期間は終身です。
※掛金は年齢によって変わります。

	終身200	終身300
死亡・ 重度障がい <死亡・重度障害共済金> (保障額)	200万円	300万円

上記以外の保障額や満期金を付けられる

定期型 もあります!

資料請求・
お問い合わせは

受付時間/平日9:00~17:00

フリーダイヤル

お電話の際は「所属している
サービスセンター名」と「会員番
号」がわかるものをご準備のう
え、「ずーっとあんしん共済」とお
申し出ください。

共済インフォメーションセンター

0120-01-6031

※携帯、PHSからもご利用いただけます

ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご覧ください。

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

90d19M022.20.04aD

新団体年金共済

新団体年金共済

在職中にしっかり積み立て、
退職後は安心の毎日を!!

積立金

積立金

(月払掛金10,000円の場合)

積立 年数	積立金 (脱退一時金)	払込掛金 累計	積立 年数	積立金 (脱退一時金)	払込掛金 累計	積立 年数	積立金 (脱退一時金)	払込掛金 累計
1年	115,000	120,000	6年	713,000	720,000	25年	3,326,000	3,000,000
(注) 2年	232,000	240,000	7年	837,000	840,000	30年	4,113,000	3,600,000
3年	350,000	360,000	10年	1,217,000	1,200,000	35年	4,947,000	4,200,000
4年	470,000	480,000	15年	1,881,000	1,800,000	40年	5,830,000	4,800,000
5年	591,000	600,000	20年	2,583,000	2,400,000	45年	6,764,000	5,400,000

※予定利率1.25%で試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を

お約束するものではありません。

※この表は千円未満を切り捨てた額で表示しています。

※死亡一時金は上記金額へ1回分の掛金をプラスした金額を支払います。

(注) 積立年数が短い場合には、脱退一時金は払込掛金の累計を下回ります。

税適プラン

年金コースのみです。

将来保障選択プラン

5つのコースから選択できます(複数の選択も可能です)。

●健康状態について告知していただきます。

●年金原資を利用して一時払いで加入します。

1
年金
コース2
医療
コース3
医療・介護
コース4
生命・介護
コース5
生命
コース

脱退一時金をご希望の方は

まとまった資金をご希望の方は、
一時金での受け取りもできます。最大22等級・安全運転を続ける方に
64%割引!

特約を付帯してさらに安心!

弁護士費用等補償特約
「もらい事故」の対応を
依頼するときも安心自転車賠償責任補償特約
自転車事故で法律上の
賠償責任が生じたときに など

カンタン! 無料! お見積もり

保険証券(共済契約証券)と車検証のコピー
をご用意のうえ、こくみん共済 coop まで
お問い合わせください。

割引でおトク!

※割引適用には条件があります。

運転者本人・
配偶者限定特約

8%割引!

衝突被害
軽減ブレーキ(AEB)割引

9%割引!

など

マイカー共済

自動車総合補償共済

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。
ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」
を必ずご覧ください。

こくみん共済 coop
公式キャラクター ビットくん

自賠責共済とあわせてのご加入をおすすめします。



アフラック団体保険

概要

この保険はグリーン・パルとアフラックが提携して、希望する会員、会員の方が契約者になることで2親等以内のご家族に割安な保険料で医療保障を提供するものです。

◎すでに個別取扱で加入されている会員の方でも集団取扱（割安な保険料）に変更できます。

【生きるためのがん保険 Days1 ALL-in】

- ・「がん」での入院や通院のための手厚い保障が一生涯続きます。
（ただし、〈がん治療保障特約、がん先進医療特約〉は10年更新となります。）
- ・医療の進歩に対応して、保障内容が充実。

＜特定保険料払込免除特約＞を付加した場合は

保険料払込免除事由に該当した場合、以後の保険料はいただきません。

【医療保険 EVER Prime】

- ・病気（がんも含む）やケガでの入院や手術のための保障が一生涯続きます。
- ・短期入院^{*}でも一律10日分の入院給付金をお受け取りいただけます。

※日帰り入院を含む10日以内の入院の湯合

＜総合先進医療特約＞を付加した場合は

高額な自己負担が必要となる場合がある先進医療を保障します。〈保険期間10年〉

特長

1. 保険料のお支払いは金融機関の口座振替が利用できます。
 2. お申込みにあたっては医師の診断書は必要ありません。
 3. 保険料は生命保険料控除の対象となります。
 4. 今回ご案内の保障だけでなく、がんを経験された方の専用商品や女性専用の商品など、お客様のご希望に合わせて保障を選択いただけます。
- 詳しくは「担当募集代理店 ナカイ株式会社」までお問い合わせください。(Tel: 0120-816-751)

契約

ご契約のお申込み

ナカイ株式会社へ資料（申込書・パンフレット）をご請求ください。

- ナカイ株式会社（電話：0120-816-751・FAX：0120-377-343）
メールでご連絡の場合（アドレス：support@all-nakai.co.jp）に
お送りください。又は、裏表紙のハガキをお使いください。

ケータイ・スマホからも
資料請求できます。



ナカイ株式会社からお電話等でお申込み方法をご連絡を致します。

- 集団取扱の場合、契約者は会員に限ります。
（会員以外の方が契約者となる場合も、お申込みいただけますが、個別取扱保険料となります。）
- 振替口座は契約者本人又は2親等以内の口座に限ります。

契約成立

申込書がアフラックに到着した日の翌月27日^{*}に初回の保険料が指定口座より振替され、この振替日の翌1日が契約日となります。（保険料は契約日時点の年齢によって決まります。）

※ただし毎月6日メ^{*}につき、到着した日が7日～末日の場合は翌々月27日（休日の場合は翌営業日）の振替となります。

* 6日が土・日・祝日の場合は翌営業日がメ切となります。

契約月の末日までにアフラックよりご契約者様へ保険証券をお届け致します。

- 毎月27日（休日の場合は翌営業日）に保険料をご指定の口座から自動振替致します。
- 取扱金融機関：都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、漁協、農協、ゆうちょ銀行、各ネット銀行

アフラックのがん保険・医療保険(集団取扱)

● がん保険 ●



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費用も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

保障内容 保険期間:終身(がん治療保障特約・がん先進医療特約は10年)

治療費に備える	治療給付金	所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき 特約給付金額10万円の場合 治療を受けた月ごと	10万円(通算600万円)
	がん先進医療給付金*	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (上記に加えて がん先進医療一時金* 1年に1回を限度 15万円)	
治療関連費に備える	診断給付金	初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき 一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	
	特定診断給付金*	入院や通院が 所定の条件に該当したとき 一時金として がん 50万円	
	複数回診断給付金	診断確定から2年以上経過後 に所定の治療を受けたとき 1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円	
	入院給付金	1日につき	10,000円
	通院給付金	1日につき	10,000円
	特定保険料払込免除*	入院や通院が所定の条件に該当したとき 以後の保険料はいただきません(保障は継続します)	

*上皮内新生物は支払対象外です。

月払保険料(集団取扱) 左記プラン
定額タイプ 解約払戻金なし 保険料払込期間:終身
(がん治療保障特約、がん先進医療特約は10年更新)
特定保険料払込免除特約付き

契約年齢	男性	女性
20歳	2,223円	2,223円
25	2,543	2,653
30	2,953	3,214
35	3,593	4,166
40	4,454	5,248
45	5,685	6,230
50	7,447	7,031
55	9,949	7,770
60	13,282	8,661
65	17,156	9,601
70	21,139	10,382
75	23,959	10,881

(2022年1月現在)

● 医療保険 ●



保障内容 健康祝金なしプラン 外来手術増額特約あり
入院・通院・三大疾病無制限入院給付金日額:5,000円
保険期間:終身(総合先進医療特約は10年更新)

月払保険料(集団取扱) 左記プラン
定額タイプ 入院給付金支払限度:60日型
保険料払込期間:終身(総合先進医療特約は10年更新)
三大疾病保険料払込免除特約なし

疾病・災害 入院給付金	10日以内の場合 一律10日分 5万円	11日以上の場合 1日につき 5,000円
三大疾病無制限 入院給付金	三大疾病で入院給付金の支払限度日数を 超える入院をしたとき 1日につき	5,000円
手術給付金	外来手術 (特定手術を除く)	外来による手術 1回につき 5万円
	入院手術 (特定手術を除く)	入院中の手術 1回につき 5万円
	特定手術	がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など 1回につき 20万円
放射線治療給付金	入院しなくても 1回につき	5万円
疾病・災害 通院給付金	1日につき	5,000円
〈総合先進医療特約〉 先進医療給付金	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額 通算 2,000万円まで

終身

契約年齢	男性	女性
10歳	1,360円	1,515円
15	1,510	1,695
20	1,680	1,880
25	1,875	2,110
30	2,115	2,300
35	2,415	2,490
40	2,790	2,735
45	3,375	3,200
50	4,265	3,915
55	5,345	4,800
60	6,760	5,950
65	8,445	7,375
70	9,905	8,690
75	11,590	10,300

総合先進医療特約は 97円

(2022年1月現在)

◎詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

※三大疾病とは、がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患を指します。※Days1ALL-inは保障の開始まで待ち期間(保障されない期間)があります。
※EVER Primeは、健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となります場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申し込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。
※保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されています。
※アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。
※(がん治療保障特約)(がん先進医療特約)(総合先進医療特約)の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料によって決まります。

《募集代理店》 **ナカイ株式会社 本社**

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目6番10号 EARTH BLUE 仙台勾当台7F
TEL:022-722-3771(代) FAX:022-722-3773

《引受保険会社》

Aflac

アフラック 仙台総合支社

〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
TEL:022-262-5610 FAX:022-262-5822

その他にも集団料率で加入できる保険商品がございます。

上記募集代理店ナカイ株式会社まで電話・FAXでお気軽にご連絡下さい。



0120-816-751

受付時間 / 9:00~17:30(土・日・祝除く)



0120-377-343

全福ネット入院あんしん保険(医療・がん・介護)

〈団体契約ならではのメリット〉 保険料が割安

約28%の割引(※)が適用されます。

※団体割引20%
損害率による割引10%

団体保険契約期間2022年6月1日午後4時~2023年6月1日午後4時まで

〈医療補償〉

加入年齢: 満5歳~満89歳(2022年6月1日時点の満年齢) 加入年齢が引き上げ
★健康状態告知事項が緩和され、ご加入しやすくなりました。 になりました

例 H3タイプ	保険料	40歳の例	年間保険料 “6,230円”	月換算で約519円!
	補償内容	病気・ケガで1日以上入院されたとき 日額 3,000円 病気・ケガにより手術を受けられたとき(手術の種類に応じてお支払い) 1.5、3、12万円 退院後通院されたとき 日額 2,000円 所定の先進医療を受けられたとき(実額払) 最高 200万円まで		

日額 5,000円タイプ、10,000円タイプもあります

〈がん補償〉

加入年齢: 満5歳~満89歳(2022年6月1日時点の満年齢) 加入年齢が引き上げ
新規加入時の待機期間なし! になりました 今年度より約28%の割引が適用されます。
(昨年までは20%割引)

例 GN1タイプ	保険料	40歳の例	年間保険料 “5,100円”	月換算で約425円!
	補償内容 (一部抜粋)	がんと診断確定されたとき 一時金 50万円 がんに入院されたとき 日額 5,000円 がんに手術されたとき(手術の種類に応じてお支払い) 5、10、20万円		

一時金100万円タイプ、抗がん剤治療補償特約付きタイプもあります

〈介護補償〉

加入年齢: 満5歳~満84歳(2022年6月1日時点の満年齢) 介護保険制度対象外の
39歳以下でも対象

例 DG1タイプ	保険料	60歳の例	年間保険料 “1,650円”	
	補償内容	介護補償保険金額 一時金 100万円*		

一時金 200万円タイプ、300万円タイプもあります

※公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合、または東京海上日動所定の要介護状態(要介護3用)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合

WEB申し込みで簡単!

いつでも
平日夜間、休日も
お手続きOK!

かんたん
お見積もりに必要な
情報を入力するだけ!



お申込み・詳細についてはこちらから!

WEB募集システム (イチョイス) e-CHOICE

2022年3月1日より全福センターホームページ内からアクセスできます!!
(<https://www.zenpuku.or.jp/service/detail?id=26231>)

全福センターHP▶



募集期間

新規募集期間 2022年3月1日~4月30日

募集期間が終了した後も、途中で毎月加入することができます。

- ①会員本人だけでなく、ご家族も加入できます。
- ②医師の診査は不要
健康状態の告知のみでご加入できます。
- ③東京海上日動の各種サービスもご利用いただけます。
- ④法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることも可能です。
(尚、法人で加入される場合はインターネットでの加入はできません。詳細はフリーダイヤルでお尋ねください。)

*このご案内は団体総合生活保険(医療補償・がん補償・介護補償)の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細についてご不明な点は下記募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全福センターの会員等を被保険者とする団体総合生活保険(医療補償基本特約、がん補償基本特約、介護補償基本特約)団体契約です。

お問い合わせ先

【募集代理店】

「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」(株)全福サポートサービス

フリーダイヤル: 0120-055-512 (土日祝日年末年始を除く 10:00~16:00)

～会員事業所様限定～ 国の労災保険に上乗せする団体型労働災害共済
全福ワンコイン労災 (正式名称:全福ネットあんしん労災)



- ☆国の労災保険は最低限の公的補償です！
- ☆労災事故時の補償の充実のため、
『全福ワンコイン労災』への加入をお勧めします！

【補償内容】：国の労働災害が認められた業務上、通勤途上災害による死亡・後遺障害を補償します
 【加入資格】：SC会員事業所の従業員（パート含む）で、国の労災保険に加入している方
 【月額掛金】：1口100円（ワンコイン）から。事業所単位でのお申し込み
 【死亡補償額】：最大3,000万円（目安）
 【申込方法】：下記のホームページより申込書をダウンロードし、郵送またはFAXにてご送付ください

＜月額掛金100円/口あたりの補償額（主な業種の例）＞

事業種類の分類	コード	業種	補償額(万円)		最高加入月数(口)	最高補償額(万円)
			死亡	後遺障害 1級～14級		
建設事業	35	建築事業(既設建築物設備工事を除く)	143	143～3	21	3,003
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	186	186～4	16	2,976
	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	347	347～7	9	3,123
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	344	344～7	9	3,096
	57	電気機械器具製造業	787	787～16	4	3,148
運輸業	71	交通運輸事業	379	379～8	8	3,032
その他の事業	94	その他の各種事業	1,149	1,149～23	3	3,447
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	988	988～20	3	2,984
	99	金融業、保険業又は不動産業	1,012	1,012～20	3	3,036

～会員様限定～ 経営者、個人事業主、一人親方、フリーランス向け傷害共済
全福ワンコイン傷害共済 (正式名称:全福ネットあんしん傷害共済)



- ☆国の労災保険に加入していない経営者、個人事業主、一人親方、フリーランスも加入可能！
- ☆不慮の事故・怪我等での入院は、1日目から給付金をお支払いします！

【保障内容】：業務内外を問わず24時間、不慮の事故による死亡、高度障害、入院を保障します
 【加入資格】：SC会員で国の労災保険に未加入の方で、加入日現在満15歳～満70歳以下の方
 【月額掛金】：1口500円（ワンコイン）から。個人単位でのお申し込み
 【死亡保障額】：最大2,000万円（満15歳～満60歳 4口加入）
 【申込方法】：下記のホームページより申込書をダウンロードし、郵送またはFAXにてご送付ください

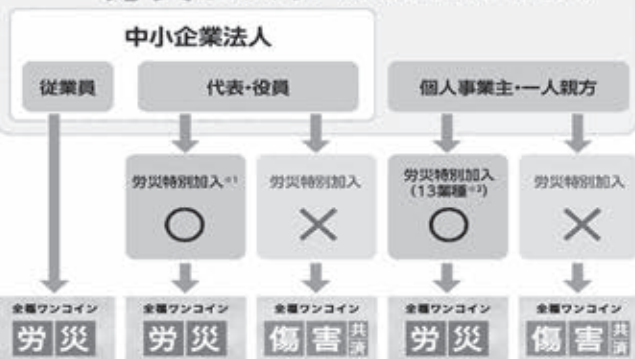
＜年齢別加入口数と保障内容＞

保障内容/加入コース	1口	2口	3口	4口	継続コース(1口)
傷害死亡	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	300万円
高度障害	500万円 ～50万円	1,000万円 ～100万円	1,500万円 ～150万円	2,000万円 ～200万円	300万円 ～30万円
傷害入院 (入院1日に付き)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	3,000円
年間掛金					
満15歳～満60歳 (月額掛金)	6,000円 (500円)	12,000円 (1,000円)	18,000円 (1,500円)	24,000円 (2,000円)	—
満61歳～満65歳 (月額掛金)	6,000円 (500円)	12,000円 (1,000円)	—	—	—
満66歳～満70歳 (月額掛金)	12,000円 (1,000円)	—	—	—	—
満71歳～満75歳 (月額掛金)	—	—	—	—	12,000円 (1,000円)

※傷害入院は、1日以上の入院から対象となります。
 ※継続コースは、満15歳～満70歳の方となります。(また満75歳まで継続加入できます。)
 ※満15歳～満60歳の方は月額4口、満61歳～満65歳の方は月額2口、満66歳～満70歳の方は1口、満71歳～満75歳の方は継続コース(1口)のご加入となります。
 ※掛金は年額一括払いとさせていただきます。(申込手数料は加入費のご負担となります。)

あなたは『全福ワンコイン労災』？『全福ワンコイン傷害共済』？

労災リスク (業務上事故・通勤災害)



あなたのご職業・役職、国の労災保険加入状況に応じて、『全福ワンコイン労災』・『全福ワンコイン傷害共済』をお選びいただけます。

- ※1 適用条件：就業時間内に従業員と同一の業務を行っていた際の業務上事故・通勤災害。事業の運営に必要な業務（事業主の立場で行う業務）や従業員と異なる業務を行っている際の事故等は、労災補償の対象となりません。
- ※2 13業種：①個人タクシー業者・個人貨物運送業者 ②建設の事業
 ③漁業関係者 ④林業事業 ⑤医薬品の配置販売業者
 ⑥廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業
 ⑦船員法第1条に規定する船員 ⑧索道整備師
 ⑨芸能関係作業従事者 ⑩アニメーション制作従事者
 ⑪創業支援措置に基づき事業を行う者
 ⑫自転車を利用して貨物運送を行う者（ウーバーイーツ等）
 ⑬ITフリーランス

労災・傷害共済の詳細及びお申し込みは以下のホームページをご覧ください

<https://zenpuku-rousai.jp/enter/>



一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター

共済元受け団体：友愛共済協同組合

お問合せ先 **全福ワンコイン共済係**
 TEL:03-6659-5773 FAX:03-6908-7611



手続きについて

会員資格

グリーン・パルの会員になることができる方は、次のいずれかに該当する方です。

(1) 仙台市内の中小企業^{*}に勤務する勤労者及び事業主

(2) その他理事長が適当であると認めた方

※中小企業：常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所並びに
資本の額又は出資の額が3億円以下の事業所をいいます。

会 費

金 額	1人につき 月会費 500円 入会金 200円
納入方法	●事業所指定口座からの自動振替 (七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・東北労働金庫からご指定ください。) ●月払または年払
期 間	入会月分から脱会月の前月分まで (入会日や脱会日をもつての日割計算はいたしません。)
基 準 日	月末時点の会員数
振 替 日	月払：翌月15日 年払：5月、年度中途入会分は翌月15日 (振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。)
年払事業所で 会員数に 変更があったとき	●入会者数 ≥ 脱会者数 の月：下の①-② を翌月15日に振替します。 ●入会者数 < 脱会者数 の月：下の②-① を翌月末に返金します。 ① (入会分) 入会者数×500円 × [入会月～3月までの月数] + 入会者数×200円 ② (脱会分) 脱会者数×500円 × [脱会月～3月までの月数]
振替が できなかった場合	翌月15日に再度振替します。 (口座の変更等の場合はお早めにお知らせください。)
滞 納	会費を滞納した場合は、グリーン・パルのサービスが受けられません。 また、3か月以上連続して滞納し、再三の催促にもかかわらずお支払いいただけない場合は、強制的に脱会していただくこともあります。

税法上の扱い

- 事業主が負担する会費は、事業所の「福利厚生費」として税法上の損金（法人税法第22条第3項）または必要経費（所得税法第37条第1項）となります。^(※) 一部の従業員のみに負担している場合には会員の「給料」とみなされ、所得税の対象となります。福利厚生の性格上、なるべく全ての従業員を入会させてください。
(※詳しくはお近くの税務署へご確認ください。)
- グリーン・パルは、営利を目的とした組織ではありません。入会金および会費は、各福利厚生制度の事業を通し、会員の皆様に還元しております。なお、入会金および会費は消費税の課税対象外として取り扱います。

入会・脱会・変更手続

事由ごとに次の手続が必要です。

届出用紙は、コピーまたはグリーン・パルホームページからダウンロードできます。

郵送または直接グリーン・パル窓口にご提出ください。（FAXやEメールでは受付いたしませんのでご了承ください。）

お急ぎの場合や受理日の翌月分の入脱会を希望される場合には、グリーン・パルまでお電話ください。

入 会（従業員を入会させるとき）

必要書類	入会申込書 （P70） 令和3年度より会員調書は廃止となりました。
入 会 日	入会申込書がグリーン・パルに届いた日（ただし、土・日・祝日に届いた場合は翌営業日） 入会された会員の事業所には、入会申込書控（入会年月日押印）をお送りします。
サービス	入会日から会員としてのサービスが受けられます。（ただし、共済金については翌月1日以降の事由から） 会員の方には、事業所を通して次のものをお送りします。 ①グリーン・パルガイドブック ②会員証 ③グリーン・パルだより（最新号） （WEBでもご覧いただけます。）
会 費	入会金200円と合わせて、入会月分（年払の場合は翌3月分まで）を、翌月に振替します。

脱 会（会員が退職したときなど ※脱会日は会員期間に含みませんので、共済金のご請求がある場合にはご注意ください。→P5参照）

必要書類	脱会届 （P71） + 会員証
脱 会 日	脱会届がグリーン・パルに届いた日（ただし、土・日・祝日に届いた場合は翌営業日） 脱会された会員の事業所には、脱会届控（脱会年月日押印）をお送りします。
会 費	脱会日を含む月分の会費はいただきません。（脱会日前日までが会員期間となります。）

変 更（事業所の名称・所在地・口座等や会員の氏名変更があったとき）

必要書類	事業所変更届 （P72）、 会員氏名変更届 （P73）、 会員証 （氏名変更のとき） 口座振替依頼書（会費引落口座が変更になったとき・用紙はグリーン・パルまでご請求ください）
------	---

※異動及び同月内の再就職に関してのお取扱い

会員の方が、グリーン・パルに加入している事業所間で異動または同月中に期間をおかずに再就職する場合、事前にグリーン・パルへお申し出された場合に限り、現会員期間をご継続いただけます（会員番号は変更するので現会員証はご利用いただけなくなります）。詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせ下さい。



グリーン・パル 入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____

事業所名 _____

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

代表者名 _____



下記のとおり入会を申し込みます。

※会員番号 (記入不要)	氏 名	就職年月日	生年月日	備 考
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	

※欄は空欄のまま提出してください。会員番号を記入後、会員証を同封して写しを返送します。

【入会のお取扱について】

- 入 会 日 **グリーン・パルが受理した日付**
(お急ぎの場合や、受理日以降の入会を希望される場合にはお知らせください。)
- 会 費 入会月分からのお支払
(入会金200円と併せて、翌月にお引落となります。)
- 共 済 金 入会月の翌月1日以降に発生した事由から
(詳しくは、ガイドブックをご参照ください。)
- 異 動 事前に申し出をいただいた場合に限り、
会員期間を引き継いで異動処理をすることができます。
(詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。)

* 会員調書は提出不要になりました。

※【グリーン・パル使用欄】
入会日(受理日)(記入不可)

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



グリーン・パル 脱会届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____

事業所名 _____

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

代表者名 _____



次の会員が脱会するので届け出ます。

会 員 番 号									氏 名	※脱会理由	備 考
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	
				—						1・2・3	

※該当するものに○をおつけください。1.自己都合退職 2.定年退職 3.その他（ ）

※脱会者の会員証は必ず返却してください。（紛失の場合は、備考欄に「紛失」とご記入ください。）

【脱会のお取扱について】

- 脱 会 日 **グリーン・パルが受理した日付**
（お急ぎの場合や、受理日以降の脱会を希望される場合には、グリーン・パルまでお知らせください。）
- 会 費 脱会月の前月分までのお支払
（【月払】脱会した月のお引落が最後になります。）
（【年払】残期間分を脱会翌月に振込返還します。）
- 共 済 金 脱会後も、事由発生から3年間のご請求いただけます。
- 異 動 事前に申し出をいただいた場合に限り、
会員期間を引き継いで異動処理をすることができます。
（詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。）

※【グリーン・パル使用欄・記入不要】
脱会日（受理日）

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



事業所変更届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号

事業所名

代表者名



下記事項に変更がありましたので、届けます。(変更事項のみ記入)

変 更 事 項	変 更 内 容
名 称	
所 在 地	〒
電 話 番 号	() -
(フ ァ ッ ク ス 番 号)	() -
代 表 者	
事 務 担 当 者 名	
会費引落口座の 口座の名義・番号 ※通帳表紙のコピーを添付願います	銀行名
	本支店名
	1. 普通 2. 当座
	フリガナ
	口座名義

※会費引落口座の銀行・支店・口座番号を変更する際には、口座振替依頼書の再提出が必要となりますのでグリーン・パル事業課まで用紙をご請求ください。(電話214-1373)

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



会員氏名変更届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

下記事項に変更がありましたので、届けます。

会 員 番 号	旧 氏 名	新氏名	備考
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	
-		フリガナ	

個人情報の取扱いについて

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。





巻末資料

公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、仙台市内のコミュニティの推進及び振興を図るため、地域における多様なコミュニティ活動を支援する事業、生涯学習を支援する事業及び児童の健全育成を支援する事業を行い、もって連帯と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティづくりに係る事業の助成
 - (2) 地域文化施設の運営、地域文化活動及びその支援
 - (3) 地域・生涯学習施設の運営、コミュニティ活動・生涯学習活動及びその支援
 - (4) 児童厚生施設の運営、児童健全育成及びその支援
 - (5) 移動図書館の運営及び図書サービスの提供
 - (6) 交通の安全確保に資する事業
 - (7) 勤労者の福祉の向上に資する事業
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の公益法人への移行時の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時の評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に掲げる書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度の開始日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び事業報告の附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度の終結後3か月以内に宮城県知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができるが、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の

親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ト 理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員には、監事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者が含まれていないものであること。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後でも、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額及び支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)等決算の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、評議員会の決議の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(報告の省略)

第21条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、評議員会の報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名各人1名がこれに記名押印しなければならない。

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事8名以上12名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第2項の専務理事及び第3項の副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会は、その決議により理事のうち理事長1名、専務理事1名を選定する。

3 理事会は、その決議により前項以外の理事のうち副理事長1名を選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を輔佐し業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を輔佐し業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事の権限は、理事会において別に定める。

6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度において、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。

(5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)



第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員兼任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるこの法人とその他の理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第31条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 基本財産の管理等に関する必要事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 事務局長の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は法令及び前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項に定めるものの他、理事会の決議の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。
- 3 前項に定めるものの他、理事会の報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に仙台市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、仙台市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録

- (6) 役員等の報酬等の支給基準
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び収支計算書等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護 (情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙理事・監事名簿のとおりとする。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受け、変更の登記を行った日から施行する。

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 中小企業勤労者福祉推進事業規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（以下「財団」という。）定款第4条第7号の規定に基づいて、中小企業勤労者福祉推進事業（以下「グリーン・バル事業」という。）の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所並びに資本の額又は出資の額が3億円以下の事業所をいう。
- (2) 勤 労 者 仙台市内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主及び仙台市外の中小企業に勤務する勤労者で仙台市内に居住する者をいう。
- (3) 会 員 次案に定める資格を有し、第4条に定める入会手続を完了した者をいう。

(会員資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 仙台市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (2) その他理事長が適当であると認めた者

(入会手続)

第4条 グリーン・バル事業に入会しようとする場合には、事業主が理事長に様式1の入会申込書を提出し、承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

3 入会の承認を得た場合は、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の発生等)

第5条 会員資格は、前条の入会手続を完了した日から発生する。

2 会員が、グリーン・バル事業に加入している事業所間で異動又は期間をおかず再就職する場合、事前の申し出により会員資格を継続させることができる。

3 第13条の規定は、入会手続を完了した日の属する月の翌月初日の午前零時に降に発生した事由に適用する。

(入会金及び会費)

第6条 入会金は入会者1人につき200円、会費は会員1人につき月額500円とする。

2 既納の入会金は返還しない。

3 会費の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月の前月までとする。

(入会金及び会費の使途)

第7条 入会金及び会費の使途は、グリーン・バル事業に係る事業費に充てるものとする。

2 グリーン・バル事業から生じた収益は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第18条第4号に基づき財団が実施する公益目的事業に使用することができる。

(会費の納入方法)

第8条 加入事業所は、会費の預金口座振替依頼書を理事長に提出するものとし、月払の事業所は、会費を翌月の15日に事業所の指定金融機関の預金口座（以下「指定口座」という。）から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日とする。

2 年度払の事業所は、毎年度の5月15日に指定口座から自動振替により納入するものとする。ただし年度の中途で新たに入会した事業所は入会日の翌月の15日に指定口座から自動振替により納入するものとする。振替日が金融機関の休業日にあたる時の取扱いは、前項と同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長がやむを得ないと認めた場合には、加入事業所は口座振込の方法等により会費を納入することができる。月払の事業所においては毎月の末日までに、年度払の事業所においては毎年度5月末までに納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、グリーン・バル事業を脱会しようとするときは、会員証を添えて、事業主が理事長に様式2の脱会届を提出しなければならない。脱会届が財団に到達した日から会員資格を喪失する。

2 理事長は、会費を連続して3月以上滞納した会員の資格を喪失させることができる。

(会費の返還)

第10条 前条第1項の規定により、会費を納入したのに脱会したときは、会員資格を喪失した日の属する月以降の会費を返還する。

(変更届)



第11条 会員となった後、入会時の届出事項に変更があった場合は、事業主がすみやかに理事長に様式3又は様式4の変更届を提出しなければならない。

(会員の失格)

第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、会員としての資格を失う。

- (1) グリーン・パル事業の業務を妨げる行為をしたとき
- (2) 偽り、その他不正の行為により、グリーン・パル事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき
- (3) この規則に違反し、又はグリーン・パル事業の信用を失わせる行為をしたとき

(共済事業)

第13条 共済事業は、会員に対して別表1に定める給付を行うものとする。ただし、会員の死亡による弔慰金については、会員の遺族に対して行うものとする。

2 別表1に定める給付のうち死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金及び障害見舞金は、安定的な共済事業を行うため、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）との間に締結する自治体提携慶弔共済保険に再共済することができるものとする。

3 死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金及び障害見舞金の給付に係る認定基準、支給手続き等についてはこの規則に定めるもののほか、全労済協会が定める給付認定基準によるものとする。

4 給付の請求は、会員本人が行うものとする。会員本人の死亡弔慰金の請求は、会員の遺族が行うものとする。ただし、入会祝金・勤続祝金・定年祝金の請求については、加入事業所が行うことができるものとする。

5 給付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式5の共済金請求書兼証明書又は様式6の保険金請求書兼証明書にて請求する。ただし、疾病にも不慮の事故にも該当しない死亡した会員本人死亡弔慰金・障害見舞金は別表2に定める様式にて請求する。

6 給付の請求は、給付の事由が発生した日から3年以内に行なわれなければならない。

7 請求者が、偽りその他不正の行為により給付金を受けたときは、理事長はこれを返還させることができる。

8 請求者は、給付の決定に関して異議があるときは、給付不承認の決定通知受領後、30日以内に理事長に対して異議申立てをすることができる。

9 異議申立があった場合には、その可否を理事長名で申立人に対し14日以内に文書で通知するものとする。

(選択型共済制度事業)

第14条 希望する会員及び家族に、次の事由に対する共済給付事業を斡旋する。

- (1) 総合医療共済
- (2) せいのけい共済
- (3) ねんきん共済
- (4) マイカー共済

(保険団体割引給付事業)

第15条 希望する会員及び家族に生命保険等団体割引制度での加入を斡旋する。

(融資制度事業)

第16条 会員の生活の安定及び勤労意欲の増進のため、グリーン・パル生活資金、生活資金、教育資金、福祉資金、自動車資金及び住宅資金の融資の斡旋を行うものとし、グリーン・パル生活資金及び生活資金については、融資金利の一部子補給を行う。ただし、事業主会員（非事業主で事業主と同等の会員を含む。）は、融資の斡旋を受けることができない。

2 融資の限度額は、融資を行う金融機関の定めによる。ただし、グリーン・パル生活資金は50万円とする。

3 融資に関する実施要綱は、理事長が別に定める。次のとおりとする。

融資利率補給対象融資限度額及び補給期間は、

- | | | |
|-----------------|-------|----|
| (1) 生活資金 | 200万円 | 7年 |
| (2) グリーン・パル生活資金 | 50万円 | 5年 |

5 融資保証料に関する実施要綱は、理事長が別に定める。

6 融資利率補給金に関する実施要綱は、理事長が別に定める。

(余暇活動援助事業)

第17条 会員の余暇活動に資するため、次の事業を行う。

- (1) レジャー施設を指定して契約し、協定料金で利用できるように斡旋する。
- (2) 宿泊施設を指定して契約し、協定料金で宿泊できるように利用を図る。
- (3) 指定の旅行代理店を利用して宿泊する場合、割引料金で利用できるように利用を図る。
- (4) 指定の旅行代理店の主催旅行でグリーン・パル事業が指定するものを利用する場合、割引料金で利用できるように利用を図る。
- (5) 気軽に参加できるフルーツ狩り、スポーツ大会等の開催又は各種中小企業団体スポーツ大会への助成を行う。
- (6) 映画鑑賞券、スポーツ入場券、コンサート鑑賞券等を割引斡旋する。

(7) 割引協力店を指定して契約し、割引料金で購入できるように利用を図る。

(8) その他、会員の余暇活動に関する事業を行う。

(健康維持増進事業)

第18条 会員の健康維持増進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 健康管理講座等を開催する。
- (2) 人間ドック等利用者に助成する。
- (3) スポーツ施設等の利用を斡旋する。
- (4) その他、会員の健康維持増進に関する事業を行う。

(自己啓発事業)

第19条 会員の自己啓発に資するため、次の事業を行う。

- (1) パソコン教室、料理教室等を開催する。
- (2) 国家資格取得及びカルチャー教室等入会への助成を行う。

(3) その他、会員の自己啓発に関する事業を行う。(老後生活の安定に係る事業)

第20条 会員の老後生活の安定に資するため、次の講座等を開催する。

- (1) 介護、年金、資産運用など生涯生活設計のための講座等を開催する。
- (2) その他、会員の老後生活の安定に関する事業を行う。

(財産形成事業)

第21条 会員の財産形成に資するため、次の事業を行う。

- (1) 生命保険や資産運用等の講座等を開催する。
- (2) その他、会員の財産形成に関する事業を行う。

(情報提供事業)

第22条 会員へグリーン・パル事業に関する情報を提供するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・パル事業で実施する各種事業の案内、参加者募集のため、会報誌を発行する。
- (2) グリーン・パル事業の事業内容、利用方法、提携施設をまとめたガイドブックを発行する。
- (3) その他、情報提供事業に関する事業を行う。

(会員優先)

第23条 事業の実施にあたり、会員及びその家族に対して、利用助成、参加費又はその他の経費に關し、優先的取扱いをすることができる。

2 理事長は、事業の性格上会員及びその家族の關係者が事業に参加することと認める場合は、同じ取扱いをすることができる。

3 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。

(会員以外者の参加)

第24条 第17条から第22条までの実施にあたり理事長が特に認めた場合は、会員以外者を参加させることができる。

(入会手続きの特例)

第25条 旧財団法人仙台市勤労者福祉協会の解散の日までグリーン・パル事業に既に入会している者については、第4条に定める入会手続きを完了したものとみなす。

(給付金請求の特例)

第26条 給付金請求の特例として、第5条第1項の規定にかかわらず、旧財団法人仙台市勤労者福祉協会が行うグリーン・パル事業の会員期間を算入して請求できるものとする。

(グリーン・パル目的達成事業)

第27条 グリーン・パル事業の目的を達成するために必要な事業を実施する。

(委任)

第28条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

注釈1：第4条中の「様式1」とはこのガイドブック70ページの「グリーン・パル入会申込書」をいいます。

注釈2：第9条中の「様式2」とはこのガイドブック71ページの「グリーン・パル脱会届」をいいます。

注釈3：第11条中の「様式3」とはこのガイドブック72ページの「事業所変更届」を、「様式4」とはこのガイドブック73ページの「会員氏名変更届」をいいます。

注釈4：第13条中の「様式5」とはこのガイドブック7ページの「共済金請求書兼証明書」を、「様式6」とは9ページの「保険金請求書兼証明書」をいいます。

注釈5：第13条中の「別表1」とはこのガイドブック6・8ページの「共済金一覧表」を、「別表2」とはこのガイドブック6・8ページの「共済金一覧表の添付書類」をいいます。

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 個人情報保護規程

財団法人仙台ひと・まち交流財団
平成12年規程第15号

(趣 旨)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含むものをいう。第5項において同じ。）その内容に含む個人情報という。

3 この規程において「文書等」とは、財団の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知識によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、財団の職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

4 この規程において「保有個人情報」とは、文書等に記録された個人情報であって、財団が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより次に掲げるおそれがあるものと及び6月以内に廃棄又は消去することとなるものを除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれ
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ
- (3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれ

5 この規程において「保有特定個人情報」とは、個人番号を含む保有個人情報という。

6 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものを構成する個人情報という。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (2) 前号に掲げるもののほか、含まれる個人情報等を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

7 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報という。

8 この規程において「保有個人データ」とは、財団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより第4項各号に掲げるおそれがあるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

9 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

10 この規程において「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務をいう。

11 財団が行う個人番号関係事務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項の全国健康保険協会への届出に係る事務

(2) 健康保険法第197条第1項の規定による報告等に係る事務

(3) 相続税法（昭和25年法律第73号）第59条第1項の規定による退職手当金等（同法第3条第1項第2号に掲げる給与をいう。）についての調査の作成及び所管税務署長への提出に係る事務

(4) 相続税法第59条第3項の規定による税務署長の請求に係る調査の作成及び提出に係る事務

(5) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項の国民年金機構への届出に係る事務

(6) 所得税法（昭和40年法律第33号）第225条第1項第3号の規定による報酬、料金等の支払に関する調査の作成及び税務署長への提出に係る事務

(7) 所得税法第225条第1項第8号の規定による非居住者又は外国法人に対する人的役務の提供に対する報酬の支払に関する調査の作成及び税務署長への提出に係る事務

(8) 所得税法第226条第1項及び第2項の規定による源泉徴収票の作成及び税務署長への提出に係る事務

(9) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による資格の取得及び喪失に関する事項の公共職業安定所の長への届出に係る事務

(10) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条第2項に規定する退職所得等の分離課税に係る納入申告書の作成及び市町村長への提出に係る事務

(11) 地方税法施行規則第2条第2項に規定する退職所得申告書の市町村長への提出に係る事務

(12) 地方税法施行規則第2条第5の2第1項に規定する退職手当等の特別徴収票の作成及び市町村長への提出に係る事務

(13) 地方税法施行規則第10条第1項に規定する給与支払申告書及び給与所得者異動届出書の作成及び市町村長への提出に係る事務

(14) 相続特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第4項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書の税務署長への提出に係る事務

(15) 相続特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第2条の18第3項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書及び同令第2条の19に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書の税務署長への提出に係る事務

(16) 相続特別措置法第4条の3第4項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書の税務署長への提出に係る事務

(17) 相続特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の18第3項に規定する財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書及び同令第2条の31において準用する同令第2条の19に規定する財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書の税務署長への提出に係る事務

(財団等の責務)

第3条 財団は、個人情報を保護するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 財団の役員、評議員及び職員（臨時の雇用職員及びアルバイト職員を含み、以下「役職員等」という。）又は役職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。

(利用目的の特定)

第4条 財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 財団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第12条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 財団は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を財団内において利用してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、財団は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（財団内において利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。）

(適正な取得等)

第6条 財団は、偽りその他不正の手段により個人情報取得してはならない。

2 財団は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報取得してはならない。ただし、財団の事務又は事業の目的を達成するためこれらの個人情報取得することが特に必要であると認められるときは、この限りでない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 財団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表してその内容を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 財団は、前項の規定にかかわらず、本人と間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の



個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 財団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより財団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人情報の正確性の確保)

第8条 財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第9条 財団は、その取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の安全管理のための措置については、理事長が別に定める。

(従業者の監督)

第12条 財団は、その従業者に個人情報を取り扱いせしめるときは、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第11条 財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 財団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(6) 個人データ以外の個人情報については、当該個人情報を提供することについて公益上の必要その他相当の理由がある場合

2 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を財団以外のものに提供してはならない。

(1) 財団が個人情報関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき

(2) 特定個人情報の全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 財団は、保有個人データを利用する事務に関し、次に掲げる事項を記載した目録を作成し、本人から閲覧の申出又は内容の照会があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(1) 保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。）、記録項目、対象者の範囲及び取得先

(2) 次項（利用目的の通知の求め）、次条第1項（開示の求め）、第20条（訂正等の求め）又は第24条第1項若しくは第2項（利用停止の求め等）の規定による求めに応じる手続（第31条第1項及び第2項の費用の額等を含む。）

(3) 苦情の申出先

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として財団が別に定めるもの

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかの場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

3 財団は、前項の規定に基づき求められた保有個

人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示の求め)

第14条 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示（当該本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

2 財団は、次の各号に掲げる者（以下「相続人等」という。）から、死者を本人とする保有個人情報（死者を本人とする保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）で当該各号に定める情報に該当するものの開示を求められたときは、その者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより前条各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 死者の相続人

当該死者から相続した財産に関する情報

(2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者

当該死者に関する情報

(3) 死者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子及び父母（以下この条において「配偶者等」という。）並びに当該死者が定められている場合にあっては当該死者の2親等内の血族

次に掲げる情報

イ 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族が取得した権利又は負うことになった義務に関する情報

ロ イに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族と密接に関係があると認められる情報として財団が別に定める情報

3 本人又は相続人等に対する保有個人情報の開示について法令（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。以下同じ。）の規定により特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報については、前2項の規定は、適用しない。

(開示の求めの手続)

第15条 前条の規定による開示の求め（以下「開示の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を財団に提出してしなければならない。

(1) 開示の求めをする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 開示の求めに係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、財団が定める事項

2 開示の求めをしようとする者は、財団に対し、自己が当該開示の求めに係る保有個人情報の本人又はその相続人等であることを証明するために必要な書類で財団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 財団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示の求めをした者に対し、その旨、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(一部開示)

第16条 財団は、開示の求めに係る保有個人情報に非開示情報（開示することにより第14条第1項各号のいずれかに該当する個人情報を含む。以下この条において同じ。）が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示の求めの趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

(開示の求めに対する措置)

第17条 財団は、開示の求めに係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的（第13条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知するものとする。

2 財団は、開示の求めに係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 財団は、開示の求めに係る保有個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をする場合において、開示しないこととされた保有個人情報の全部又は一部について一定の期間の経過により開示することが可能となることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものとする。

4 財団は、第1項の決定をする場合において、開示の求めに係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示の求めがあった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、財団は、開示の求めをした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(開示の方法)

第19条 保有個人情報の開示は、書面の交付により行う。ただし、開示の求めをした者の同意があるとき、又は当該個人情報が電磁的記録に記録されている場合であってその性質から書面に出力することができるときは、その他の方法により行うことができる。

(訂正等の求め)

第20条 財団は、本人又はその相続人等から、当該本人が識別される保有個人情報（死者を本人とする保有特定個人情報を除く。以下この条及び第24条において同じ。）の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行うものとする。

(訂正等の求めの手続)

第21条 前条の規定による訂正等の求め（以下「訂正等の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等申出書」という。）を財団に提出してしなければならない。

(1) 訂正等の求めをする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 訂正等の求めに係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 訂正等を求める箇所及び訂正等の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、財団が別に定める事項

2 第15条第2項の規定は、訂正等の求めをしようとする者について準用する。

3 財団は、訂正等申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正等の求めに対する措置)

第22条 財団は、訂正等の求めに係る保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正等の求めをした者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を書面により通知するものとする。

(訂正等の決定の期限)

第23条 前条の決定は、訂正等の求めがあった日の翌日から起算して30日以内にすることを要するものとする。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

(利用停止等の求め)

第24条 財団は、本人又はその相続人等から、当該本人が識別される保有個人情報第5条の規定に違反して取り扱われているという理由、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているという理由又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その利用停止等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、違反を正すため必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要に代わって代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 財団は、本人又はその相続人等から、当該本人が識別される保有個人情報第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その提供の停止に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、当該保有個人情報の第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要に代わって代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止等の求め等の手続)

第25条 前条第一項の規定による利用停止等の求め及び同条第二項の規定による提供の停止の求め（以下「利用停止等の求め等」という。）は、次に

掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止等申出書」という。）を財団に提出してしなければならない。

(1) 利用停止等の求め等をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 利用停止等の求め等に係る保有個人情報の特定するに足る事項

(3) 利用停止等又は提供の停止を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、財団が別に定める事項

2 第15条第2項の規定は利用停止等の求め等をするものとする者について準用する。

3 財団は、利用停止等申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等の求め等をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止等の求め等に対する措置)

第26条 財団は、第24条第1項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、当該利用停止等の求め等をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限)

第27条 前条の決定は、利用停止の求めがあった日の翌日から起算して30日以内にすることを要するものとする。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、前条の決定について準用する。

(理由の説明)

第28条 財団は、第13条第3項、第17条第1項若しくは第2項、第22条又は第26条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(代理人による求め)

第29条 第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項、第20条又は第24条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条及び次条において「開示等の求め」という。）は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び開示等の求めをすることにより本人又はその相続人等が委任した代理人によってすることができる。

2 前項の場合において、財団は、必要と認めるときは、本人又はその相続人等の意見を聴くものとする。この場合において、本人又はその相続人等が反対の意思を表示したときは、財団は、当該開示等の求めを拒否するものとする。

3 第1項の規定により開示等の求めをしようとする者は、財団に対し、自己が当該開示等の求めに係る保有個人情報の本人若しくはその相続人等の法定代理人又は当該本人若しくはその相続人等が委任した代理人であることを証明するために必要な書類で財団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示の求め等の受付)

第30条 開示等の求めは、次に掲げる窓口で受け付ける。

(1) 財団総務課
仙山市青葉区大町二丁目12番1号

(2) 仙山市市政情報センター
仙山市青葉区分町三丁目7番1号
仙山市役所内

(手数料)

第31条 第19条第1項の規定により書面の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担するものとする。

2 第19条ただし書の規定により開示を受ける者は、当該開示の方法が電磁的記録の媒体の交付である場合には、当該電磁的記録の媒体の作成に要する費用を負担するものとする。

3 財団は、第1項及び前項の費用の額並びにその徴収の方法を定め、本人の知り得る状態に置くものとする。

(苦情の処理)

第32条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、受付窓口を定めるものとする。

(雑則)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月22日から施行する。



仙台市からのお知らせ

「育児・介護休業法」が改正されます。

出産・育児等による離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、以下の通り改正されることとなりました。

《改正のポイント》

①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化（令和4年4月1日施行）

育児休業を取得しやすい雇用環境整備は、研修の実施、相談窓口設置等の複数選択肢から選択し、いずれかの措置を講じなければなりません。

妊娠・出産の申出を受けた際は、個別に制度周知及び制度の取得意向確認を行わなければなりません。

②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し、無期雇用労働者と同様の取り扱いとなります。

③産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（令和4年10月1日施行）

現在ある育児休業とは別に、上乘せして取得が可能な「産後パパ育休」が創設されます。産後パパ育休の概要は以下の通りです。

- ・子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
- ・申出期限は原則休業の2週間前まで
- ・初めにまとめて申し出ること分割して2回取得可能
- ・労使協定を締結している場合は、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

④育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）

今までは原則1回の取得だったものが、分割して2回取得可能となります。

⑤育児休業取得状況の公表の義務化（令和5年4月1日施行）

従業員数1000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

※①～④については、施行日までに就業規則等を見直しましょう。

○改正育児・介護休業法に関する詳細につきましては、下記からご覧になれます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

ご不明な点は、宮城労働局 雇用環境・均等室 Tel 022-299-8844
へお問合せください。



～～仙台市の労働関係相談窓口のご案内～～

仙台市では、職場や仕事上のお悩みなど、労働に関する様々な問題の相談窓口を開設しております。労働に関する問題解決のための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを行っています。予約は不要で、電話でのご相談も受け付けています。お気軽にご利用ください。

相談
無料



「仙台市労働相談室」

＜場 所＞ 仙台市役所本庁舎1階（電話）022-214-6144

＜相談受付日＞ 毎週火曜日10時～12時、13時～16時（祝日、年末年始は除く）



MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.



MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.



- ◎会員様が新たにご契約いただくと集団取扱(割安な保険料)になります。
- ◎現在個別取扱でご契約の方も集団取扱へ変更できます。
- ◎会員のご家族(2親等以内)の方も集団取扱でご契約できます。※ご契約者様が会員の場合

現在、個別取扱にてアフラックのがん保険、医療保険にご契約の方は、お申し出をいただければ簡単な手続きで**割安な集団取扱へ変更することができます。**(保障内容は一切変わりません)
まだ集団取扱への変更の手続きを完了されていない方は集団取扱をご検討ください。

個別取扱から集団取扱へ変更した場合の例

スーパーがん保険 月払 1口 性別:男性 契約種類:家族契約

個別取扱

契約年齢: 40歳

月々 **4,780円**

保障はそのまま! →

集団取扱

月々 **4,480円**

(月々300円割安に!)

年間では
3,600円
お得!

※上記は一例であり、必ずしも上記の例と同等の差額が適用される訳ではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)
※当サービスセンターを脱退された場合は、脱退された時点で再度個別契約へと変更になります。
※既契約内容の詳細については「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2022年1月現在

現在アフラックのがん保険をご加入中の皆様へ

長生き時代のがん治療の進化を踏まえて、抗がん剤治療や放射線治療など
今のがん治療に必要な保障をプラスしませんか?

見直しのご相談、受付いたします。



詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

資料請求は電話・ハガキ・当社ホームページからお気軽にご連絡ください。

当社ホームページURL <https://www.all-nakai.co.jp>

キーワードで検索

検索

ケータイ・スマホからも
資料請求できます。



フリーダイヤル(通話料無料)

0120-816-751

受付時間 / 9:00~17:30(土・日・祝除く)

〈募集代理店〉

ナカイ株式会社 本社

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-6-10
EARTH BLUE 仙台勾当台7F
TEL.022-722-3771 代 FAX.022-722-3773

〈引受保険会社〉

アフラック 仙台総合支社

〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
TEL.022-262-5610 FAX.022-262-5721

AF040-2022-0001 1月13日(230113)

郵便はがき

980-8783

料金受取人払郵便

仙台中央局
承認
1045

(受取人)

仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市役所国分町分庁舎3階

(取りまとめ先)

公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課 行

(切手を貼らずに
投函してください。)

ご希望の欄に印をつけて下さい(複数可)

- ☐ がん保険(Days1 ALL-in)
- ☐ 医療保険(EVERPrime)
- ☐ その他
- ☐ 契約がしたい ☐ 説明が聞きたい ☐ 詳しい資料が欲しい
- ☐ 保障内容を見直したい ☐ 集団取扱に変更したい

住所	〒	()	職業	性別	生年月日
電話	(フリガナ)		性	男・女	S, H 年 月 日
お名前					
勤務先					
アフラックの保険に ☐ 加入している ☐ 未加入					



ご提出いただいた個人情報、当財団の担当代理店(ナカイ株式会社)に提供させていただきます。
募集代理店 御中 今回提供される個人情報の募集代理店における利用目的が、アフラックの各種商品やサービスへの案内・提供・維持管理であることを確認しました。また、これらの利用目的のために、個人情報が当財団の提携先であるアフラックに提供されることにご同意をいたします。
該代理店に提供されることにご同意をいたします。

ACCESS MAP



公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目10番10号 仙台市役所国分町分庁舎3階

T E L 022-214-1373

022-264-0344

F A X 022-215-4480

U R L <https://www.greenpal.or.jp>

Facebook <https://facebook.com/Sendai.Greenpal>

E - m a i l sendai@greenpal.or.jp

L I N E @kui48772

営 業 時 間 平日8:30~17:00

休 業 日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)